# 第二部　各 論
## 二　賃 金
### (一) 企業経営と賃金

企業経営の動向は直接,間接に賃金の動向と深い関係にあるので,企業経営全般の動向と企業経営における賃金費用の推移を,賃金全般の問題に入る前に一応概観してみよう。

*(C)COPYRIGHT Ministry of Health , Labour and Welfare*

# 第二部　各 論
## 二　賃 金
### (一) 企業経営と賃金
#### (1) 一般経済と企業経営

三二年におけるわが国の経済は,三一年の好況期に対して,景気調整期ないしは景気後退期として一般に特徴づけられるが,景気調整ないしは景気後退が経済諸指標において明確にあらわれるようになったのは三二年後半においてであった。卸売物価は三二年下半期において低下傾向を強め,鉱工業の生産は三二年下半期に減少をみせ,製造業の物的労働生産性も出荷の頭打ち等による操業度の低下のため三二年下半期には減少に入っていたが,三二年前半においてはまだ多くの面で経済拡大が続いていたので,企業経営は三二年上期では必ずしも景気後退を充分な形で反映していなかった。

図表

| | 三〇年上期 | 三〇年下期 | 三一年上期 | 三一年下 |
|---|---|---|---|---|
| 全産業 | 一四・七% | 一八・六% | 二五・一% | 二八・〇 |
| 製造業 | 九・二% | 二〇・八% | 二七・六% | 三一・一 |

| 期 | % | % |
|---|---|---|
| 三二年上期 | 五・六% | 五・二% |

であって,三二年上期の純利益は前期に対して,従前の伸長率からみるとわずかであるが上昇していた。

しかし,純利益を総資本,売上高などに対する比率でみると,三二年上期においてやゝ低下しており,総資本収益率は全産業五・五八%,製造業七・六八%,売上高純利益率は全産業四・二六%,製造業六・五八%で,これらの率は二九年以降最高の率を示した三一年下期につぐ高率である(第七六表参照)。

また,売上高の対前期増加率の推移をみると,

図表

| | 全産業 | 製造業 |
|---|---|---|
| 三〇年上期 | 八・二% | 五・六% |
| 三〇年下期 | 一三・〇% | 一〇・四% |
| 三一年上期 | 一五・〇% | 一四・五% |
| 三一年下期 | 一四・六% | 一四・四% |
| 三二年 | 八・ | 九・ |

| | 上期 |
|---|---|
| 三% | 七% |

であって,三二年上期では三一年の上・下両決算期にくらべてかなり減少してきており,価格の下落や出荷量の伸びの鈍化がここにあらわれている。

(注)日本銀行「本邦主要企業経営分析調査」では上期とは四月から九月までに決算期のきた分を指し,下期とは一〇月から翌年三月までに決算期のきた分を指す。したがって,この場合の上期は三二暦年の下半期の景気の後退が部分的に反映されている。

三二年下期においては,既に述べたように三二年後半に経済の景気後退がみられたので企業経営も全般に後退していったものと考えられる。主要企業四半期別の「法人企業統計速報」によると,三二年の後半で,あきらかに総資本営業利益率,売上高営業利益率などをはじめ,全般的な悪化がみられた。すなわち一例として売上高営業利益率をみると,

図表

| | 三一年一〇～一二月 | 三二年一～三月 | 三二年四～六月 | 三二年七～九月 | 三二年一〇～一二月 | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 総計 | 八・七二% | 七・五四% | 八・一二% | 八・二七% | 九・二六% | |
| 製造業 | 一三・五六% | 一一・九二% | 一二・四二% | 一二・三九% | 一三・八二% | 一 |

三三年一～三月　八・五二%　二・五一%

のとおりであって,三二年の一〇月～一二月,三三年一月～三月のそれぞれの状態を前年同期に比べてもわかるとおり,収益力の低下傾向があらわれてきている。

第76表 収益率および回転率

第76表　収益率および回転率

| 年期 | 全産業 総資本収益率 | 全産業 売上高純利益率 | 全産業 総資本回転率 | 製造業 総資本収益率 | 製造業 売上高純利益率 | 製造業 総資本回転率 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | % | % | | % | % | |
| 昭和29年上期 | 4.28 | 3.64 | 1.00 | 6.32 | 5.72 | 0.89 |
| 下期 | 3.46 | 3.06 | 0.97 | 4.79 | 4.53 | 0.87 |
| 30年上期 | 3.82 | 3.28 | 1.00 | 5.13 | 4.90 | 0.86 |
| 下期 | 4.33 | 3.48 | 1.07 | 5.88 | 5.19 | 0.93 |
| 31年上期 | 5.17 | 3.93 | 1.13 | 7.15 | 5.97 | 0.97 |
| 下期 | 5.97 | 4.39 | 1.17 | 8.44 | 6.84 | 0.99 |
| 32年上期 | 5.58 | 4.26 | 1.12 | 7.68 | 6.58 | 0.94 |

資料出所　日本銀行「本邦主要企業経営分析調査」

（注）　総資本収益率＝$\dfrac{\text{当期純利益}\times 2}{\dfrac{\text{前期末負債資本合計}+\text{当期末負債資本合計}}{2}}$

売上高純利益率＝$\dfrac{\text{純利益}}{\text{純売上高}}$

総資本回転率＝$\dfrac{\text{当期売上原価}\times 2}{\dfrac{\text{前期末負債資本合計}+\text{当期末負債資本合計}}{2}}$

企業財務の面から三二年上期の企業経営をみると,総資本に占める負債の割合は全産業で六六・五三%であって,前期の六四・二一%,前々期の六二・九三%より相当高くなっており,このような比率の上昇は製造業についても同様である。これは流動負債の相対的増加に強く影響されたものであるが,短期,長期の借入金の増加が目立っており,好況が過熱してゆくのにつれて経営規模の拡大が外部資金にたよらざるを得なくなってきた事情を示している。一方,資産構成をみると,総資産構成中の流動資産が増加し,殊に商品,仕掛品,原材料等の棚卸資産が急増し,在庫が一般に急増していることをあらわしている。なお,当座資産(流動資産から棚卸資産・その他を控除した最も流動性の高いもの)の流動負債に対する比率(酸性試験比率),流動資産の流動負債に対する比率(流動比率)などでは全産業,製造業とも低下してきている(第七七表参照)。企業が円滑な財務を維持するには,比較的早い機会に債務履行期限のおとずれる流動負債に見合う流動性の高い資産をもたねばならぬのであるが,これらの比率の低下は三二年下半期に円滑な販売と生産が阻止されてきているので,一層経営財務を圧迫してゆく要因となり,ひいては現金で支払わねばならぬ賃金の財務上の支払力を圧迫する可能性があろう。

第77表 主要財務比率

第77表 主 要 財 務 比 率

| 年期 | 全産業 | | | 製造業 | | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | 総資産に対する負債の割合 | 酸性試験比率 | 流動比率 | 総資本に対する負債の割合 | 酸性試験比率 | 流動比率 |
| | % | % | % | % | % | % |
| 昭和29年上期 | 61.04 | 50.94 | 111.40 | 60.36 | 50.21 | 121.14 |
| 下期 | 60.22 | 54.15 | 113.68 | 59.13 | 53.24 | 123.17 |
| 30年上期 | 61.06 | 58.04 | 115.17 | 58.93 | 56.82 | 125.24 |
| 下期 | 62.03 | 57.41 | 116.09 | 59.94 | 56.25 | 126.78 |
| 31年上期 | 62.93 | 55.10 | 112.36 | 60.59 | 54.29 | 123.88 |
| 下期 | 64.21 | 52.41 | 110.67 | 62.23 | 50.74 | 120.95 |
| 32年上期 | 66.53 | 47.46 | 107.10 | 65.40 | 44.90 | 115.83 |

資料出所　日本銀行「本邦主要企業経営分析調査」

（注）　酸性試験比率＝当座資産合計／流動負債合計

流動比率＝流動資産合計／流動負債合計

(C)COPYRIGHT Ministry of Health , Labour and Welfare

# 第二部　各論
## 二　賃金
### (一) 企業経営と賃金
#### (2) 人件費,原価および配分関係

日本銀行の「本邦主要企業経営分析調査」によると,製造費用中に占める労務費の割合は,三二年上期において全産業,製造業とも前期よりさらに低下し,調査開始(二六年上期)以降もつとも低い比率を示し,朝鮮動乱後の異常な好況期をさらに下回った。純売上高に対する労務費の割合についても同様低く,三二年の上期においては企業の労務費負担は相対的に軽減されていたとみることができる(第七八表参照)。

第78表 原価構成比率

第78表　原　価　構　成　比　率

| 年期 | 全産業 製造費用 材料費 | 全産業 製造費用 労務費 | 全産業 製造費用 経費 | 全産業 労務費対純売上高比率 | 製造業 製造費用 材料費 | 製造業 製造費用 労務費 | 製造業 製造費用 経費 | 製造業 労務費対純売上高比率 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | % | % | % | % | % | % | % | % |
| 昭和29年 上期 | 60.55 | 17.14 | 22.31 | 9.98 | 69.54 | 13.70 | 16.76 | 12.25 |
| 下期 | 60.09 | 16.86 | 23.05 | 9.49 | 69.01 | 13.61 | 17.38 | 11.68 |
| 30年 上期 | 60.60 | 16.29 | 23.11 | 9.02 | 70.22 | 12.94 | 16.84 | 11.76 |
| 下期 | 59.09 | 16.14 | 24.77 | 8.50 | 68.05 | 13.17 | 18.78 | 11.04 |
| 31年 上期 | 59.93 | 15.61 | 24.46 | 8.19 | 69.48 | 12.65 | 17.87 | 10.66 |
| 下期 | 62.07 | 14.72 | 23.21 | 7.73 | 70.70 | 12.02 | 17.28 | 10.25 |
| 32年 上期 | 62.17 | 14.32 | 23.51 | 7.74 | 71.01 | 11.49 | 17.50 | 10.11 |

資料出所　日本銀行「本邦主要企業経営分析調査」

大蔵省の「法人企業統計」によって,売上高(産出)中に占める純所得の割合(純所得率),純所得に占める人件費の割合(人件費付加価値率)を全産業について年平均でみると,前者では二六年の朝鮮動乱の好況時以降低下の傾向をたどり,後者でも一時上昇したが,三一年には二六年につぐ低い水準に落ちている。したがって純所得率と人件費付加価値率の相乗積である総産出額中に占める人件費の割合(人件費比率)も三〇年以降著しく低下した。

比較的大企業法人の多い半年決算会社について三〇年上半期以降をみても,人件費付加価値率の一貫した減少傾向かあらわれ,一方,純所得率も三一年上半期以降減少してきたので三二年上半期まで人件費比率は減少しつゞけていた(第七九表参照)。

## 第79表 人件費関係比率

**第79表　人件費関係比率（全産業）**

| 年期 | 純所得率 (A) | 人件費付加価値率 (B) | 人件費比率 (A×B) |
|---|---|---|---|
| | % | % | % |
| 昭和25年 | 19.46 | 65.17 | 12.68 |
| 26年 | 17.69 | 50.90 | 9.00 |
| 27年 | 16.04 | 61.02 | 9.79 |
| 28年 | 16.05 | 59.85 | 9.61 |
| 29年 | 16.09 | 60.10 | 9.67 |
| 30年 | 15.48 | 60.54 | 9.37 |
| 31年 | 15.16 | 59.09 | 8.96 |
| 昭和30年上半期 | 18.82 | 60.47 | 11.38 |
| 下半期 | 19.33 | 57.80 | 11.17 |
| 31年上半期 | 19.39 | 56.74 | 11.00 |
| 下半期 | 19.18 | 53.74 | 10.31 |
| 32年上半期 | 18.41 | 51.38 | 9.46 |

資料出所　大蔵省「法人企業統計」

（注）1）年ごとのは半年決算と一年決算の会社の合計、上・下別のは半年決算の会社だけのもの。

2）

$$(A)=\frac{\text{純　所　得}}{\text{営業収入＋固定資産振替高}}$$

$$(B)=\frac{\text{役員従業員給料手当＋福利費}}{\text{純　所　得}}$$

なお、純所得とは、人件費、賃借料、支払利子割引料、営業純益、租税公課の合計額である。

(注)大蔵者「法人企業統計」の上半期とは一月から六月までに決算期のきた分を指し,下半期とは七月から一二月までに決算のきた分を指す。したがって三二年上半期は三二年三月決算のものを反映し好況の真最中の状況を反映しているといえる。この点日銀の経営分析調査と異るので注意を要する。

半年決算の付加価値(純所得)構成の変化をみると,人件費割合(人件費付加価値率)の減少と営業純益の割合の増加とが対照的である(第八〇表参照)。

## 第80表 付加価値構成の推移

第80表　付加価値構成の推移（全産業）

| 構成 | 実額 | | | | | 構成比率 | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 30年上半期 | 30年下半期 | 31年上半期 | 31年下半期 | 32年上半期 | 30年上半期 | 30年下半期 | 31年上半期 | 31年下半期 | 32年上半期 |
| | 億円 | 億円 | 億円 | 億円 | 億円 | % | % | % | % | % |
| 人件費 | 4,391 | 4,642 | 4,863 | 5,309 | 5,866 | 60.5 | 57.8 | 56.7 | 53.7 | 51.4 |
| 利子 | 1,092 | 1,127 | 1,142 | 1,167 | 1,293 | 15.0 | 14.0 | 13.3 | 11.8 | 11.3 |
| 賃借料 | 188 | 243 | 255 | 320 | 450 | 2.6 | 3.0 | 3.0 | 3.2 | 3.9 |
| 租税公課 | 719 | 888 | 831 | 985 | 1,059 | 9.9 | 11.1 | 9.7 | 10.0 | 9.3 |
| 営業純益 | 871 | 1,131 | 1,480 | 2,098 | 2,747 | 12.0 | 14.1 | 17.3 | 21.2 | 24.1 |
| 付加価値 | 7,261 | 8,031 | 8,571 | 9,879 | 11,415 | 100.0 | 100.0 | 100.0 | 100.0 | 100.0 |
| 従業員一人当り付加価値 | 千円 226 | 千円 250 | 千円 256 | 千円 295 | 千円 319 | — | — | — | — | — |

資料出所　大蔵省「法人企業統計」
（注）　6ヵ月決算会社

しかし,人件費の絶対額をみるとこれも急増していて,三二年上半期を三一年上半期と比較すると,二一%の増加であり,結局,付加価値中の人件費の割合が減じたのは付加価値の激増によるもので,三一年七半期から三二年上半期までに付加価値は三三%の増加となっており,従業者一人当りの付加価値もこの間に二五%の増加を示し,いずれも人件費の絶対額の増加を上回っている。

このような付加価値の激増が,大きな利潤をもたらしたのであるが,増加した利潤は大きな社内留保を可能にし,資本蓄積に貢献した。すなわち,三〇年上半期では未処分利益金のうち九二%は配当,賞与,納税引当金などの形で社外流出し,社内留保が八%に過ぎなかつたが,三二年上半期では社内留保は三一%に増加していた(第八一表参照)。

第81表 未処分利益金処分状況

第81表　未処分利益金処分状況（全産業）　（単位　%）

| 年期 | 未処分利益金 | 社外流出 | | | | 社内留保 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | | 配当 | 賞与 | 納税引当金 | 計 | |
| 30年上半期 | 100.0 | 39.2 | 2.8 | 50.3 | 92.3 | 7.7 |
| 下半期 | 100.0 | 32.9 | 2.3 | 41.6 | 76.8 | 23.2 |
| 31年上半期 | 100.0 | 30.1 | 2.0 | 40.8 | 72.9 | 27.1 |
| 下半期 | 100.0 | 26.7 | 1.8 | 42.4 | 70.9 | 29.1 |
| 32年上半期 | 100.0 | 25.9 | 1.7 | 41.7 | 69.3 | 30.7 |

資料出所　大蔵省「法人企業統計」
（注）　6ヵ月決算会社

以上のように,三二年前半においての企業経営は大きな改善をみたのであるが,一般的にいって好況期には人件費比率が低下し,不況期には上昇するのは,人件費のもつ固定費的性格などにもとづくものであって,今後不況にむかえば人件費関係諸比率は全般的に高くなり,人件費付加価値率は上昇し,内部留保は相対的に減少してゆくであろう。

三二年前半については既にみたように人件費関係諸比率は低下しているが,しかし産業別に総産出額(総支出額)中に占める人件費(労務費および事務員給料手当の合計)の割合を日銀「本邦主要企業経営分析調査」についてみると,三一年下期から三二年上期に全産業,製造業では低下しているものの,反面,綿紡,パルプ・紙,ソーダ,非鉄金属,機械および鉱業の全業種,建設業,卸売・小売,海運業,電気業などをはじめとする産業では上昇し,いままで全般的に各種産業で減少してきたものが,三一年下期から三二年上期においてかなりの産業で人件費比率が反撥に転じたことは注目に値する。

三二年後半においては,このような傾向が一層強まったと考えられるが,主要企業四半期別の「法人企業統計速報」によっても,売上高に対する人件費の割合はつぎのとおりであって,

図表

| | 三一年一〇～一二月 | 三二年一～三月 | 三二年四～六月 | 三二年七～九月 | 三二年一〇～一二月 | 三三年一～三月 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 総計 | 六・六五% | 六・八九% | 六・六一% | 六・一五% | 五・八〇% | 五・二七% |
| 製造業 | 一一・二四% | 一一・七〇% | 一〇・七一% | 一〇・四六% | 九・一四% | 八・二五% |

三二年一〇月～一二月,三三年一月～三月はそれぞれの対前期比で高くなっていて,総計,製造業についても

全般的な人件費比率の上昇があきらかになってきている。

---

---

*(C)COPYRIGHT Ministry of Health , Labour and Welfare*

# 第二部　各 論
## 二　賃 金
### (二) 賃金水準の動向
#### (1) 一般賃金水準の動向

以上のような企業経営の動向を背景として,昭和三二年における全体の平均給与は,前年の好調に比較するとその騰勢はかなり鈍り,とくに下半期においては,消費者物価が前年よりも高水準にあったことにより,実質賃金はほとんど前年と保合状態を呈するにいたった。

以下,海月勤労統計により常用労働者一人一ヵ月あたり給与額を,調査産業総数および製造業について概観しよう。

*(C)COPYRIGHT Ministry of Health , Labour and Welfare*

# 第二部　各 論
## 二　賃 金
### (二) 賃金水準の動向
#### (1) 一般賃金水準の動向
##### (イ) 名目賃金

まず,名目賃金水準であるが,昭和三二年平均の現金給与総額は,前年平均を四・七%上回って,二一,三二四円となった。こめ前年に方する四・七%の上昇率は今迄の最低であった昭和三〇年の二九年に対する上昇率五・三%よりもさらに低く,戦後最低であった(第八二表参照)。さらにまた年内における各月の前年同月に対する上昇率についてみると,夏季,年末の臨時給与,賞与等を支給する月においては前年を七%前後上回っているが,そ.の他の月は,ほとんど四%以下で,とくに下半期にその低下は明瞭であった。すなわち年間給与の増加は臨時給与でとくに著しく,「きまって支給する給与」の増加は,年間で前年に比較して二・九%に止った(第八三表参照)。この対前年増加率は戦後各年の推移のうち最低を記録したものであって,少なくも毎月支払われる賃金については,上昇の鈍化は明瞭であった。それはまた,月別の傾向としても同様であって,対前年同月比でみると,昭和三一年一一月までの各月が三・六%ないし六・三%増加していたのに対し,三一年一二月以降は二・一%ないし三・九%の増加にとどまっている。製造業では,この傾向はさらに顕著で,対前年同期比は年間平均では二・〇%増であったが一〇月以降一%以下に止ったのである。

第82表 常用労働者の1人月間現金給与総額の推移

第82表　常用労働者の１人月間現金給与総額の推移〔調査産業総数（含建設業）〕

| 年　　月 | 実　額 | 指　数 30年平均＝100 | 対前年同期増減率 |
|---|---|---|---|
| | 円 | | % |
| 昭和27年平均 | 14,103 | 77.4 | — |
| 28年平均 | 16,336 | 89.2 | 15.2 |
| 29年平均 | 17,497 | 95.0 | 6.5 |
| 30年平均 | 18,343 | 100.0 | 5.3 |
| 31年平均 | 19,987 | 107.5 | 7.5 |
| 32年平均 | 21,324 | 112.5 | 4.7 |
| 昭和32年 1月 | 18,123 | 96.5 | 3.2 |
| 2月 | 17,469 | 92.9 | 3.0 |
| 3月 | 18,629 | 98.9 | 2.9 |
| 4月 | 18,570 | 98.4 | 5.1 |
| 5月 | 17,848 | 94.5 | 3.2 |
| 6月 | 25,047 | 132.4 | 5.8 |
| 7月 | 24,670 | 130.1 | 7.3 |
| 8月 | 19,818 | 104.4 | 6.6 |
| 9月 | 18,693 | 98.3 | 2.7 |
| 10月 | 18,256 | 95.8 | 1.9 |
| 11月 | 18,370 | 96.3 | 0.9 |
| 12月 | 40,394 | 211.3 | 7.8 |
| 昭和33年 1月 | 18,060 | 99.3 | 2.9 |
| 2月 | 17,580 | 96.7 | 4.1 |
| 3月 | 18,010 | 99.1 | 0.2 |

資料出所　労働省「毎月勤労統計」

（注）1）調査産業総数とは、鉱業、建設業、製造業、卸売・小売業、金融・保険業、不動産業、運輸通信業及び電気・ガス・水道業の合計

2）指数については、146頁注(2)参照

3）常用労働者とは、「生産労働者」と「管理・事務及び技術労働者」の合計

第83表 常用労働者の「きまって支給する給与」の推移

第83表　常用労働者の「きまって支給する給与」の推移

| 年　月 | 調査産業総数（含建設業） 1人1ヵ月当り 指数 30年＝100 | 調査産業総数（含建設業） 1人1ヵ月当り 対前年同期増減率 | 製造業 1人1ヵ月当り 指数 30年＝100 | 製造業 1人1ヵ月当り 対前年同期増減率 | 製造業 1人1時間当り 指数 30年＝100 | 製造業 1人1時間当り 対前年同期増減率 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | | % | | % | | % |
| 昭和27年平均 | 78.4 | — | 81.9 | 17.2 | 83.7 | 16.9 |
| 28年平均 | 89.5 | 14.2 | 91.2 | 11.4 | 91.8 | 9.7 |
| 29年平均 | 95.6 | 6.8 | 96.6 | 5.9 | 97.2 | 5.9 |
| 30年平均 | 100.0 | 4.6 | 100.0 | 3.5 | 100.0 | 2.9 |
| 31年平均 | 105.1 | 5.1 | 106.4 | 6.4 | 103.1 | 3.1 |
| 32年平均 | 108.2 | 2.9 | 108.5 | 2.0 | 105.6 | 2.4 |
| 昭和32年 1月 | 106.3 | 3.0 | 105.8 | 3.3 | 115.1 | 5.7 |
| 2月 | 107.3 | 3.0 | 109.9 | 4.0 | 103.9 | 2.2 |
| 3月 | 105.7 | 2.7 | 106.6 | 1.9 | 106.9 | 3.7 |
| 4月 | 109.3 | 3.9 | 110.2 | 3.1 | 102.3 | 1.1 |
| 5月 | 107.7 | 3.2 | 108.0 | 3.0 | 106.7 | 1.5 |
| 6月 | 108.8 | 2.8 | 109.8 | 2.2 | 103.4 | 2.3 |
| 7月 | 108.5 | 3.3 | 108.3 | 2.7 | 104.4 | 2.6 |
| 8月 | 107.6 | 2.9 | 107.9 | 2.1 | 105.5 | 2.4 |
| 9月 | 108.3 | 2.3 | 109.5 | 1.5 | 103.0 | 1.9 |
| 10月 | 108.1 | 2.1 | 107.3 | 0.4 | 105.7 | 3.0 |
| 11月 | 109.2 | 2.7 | 108.5 | 0.3 | 104.2 | 0.4 |
| 12月 | 111.2 | 3.1 | 110.0 | −0.5 | 106.6 | 2.4 |
| 昭和33年 1月 | 109.5 | 3.0 | 106.3 | 0.5 | 117.2 | 1.8 |
| 2月 | 111.4 | 3.8 | 111.2 | 1.2 | 107.0 | 3.0 |
| 3月 | 109.6 | 3.7 | 108.5 | 1.8 | 111.4 | 4.2 |

資料出所　労働省「毎月勤労統計」
（注）1）　指数については 146 頁(注)(2)参照。
2）　1人1時間当り平均給与は、1人1ヵ月当り平均「きまって支給する給与」を1人1ヵ月当り平均総実労働時間数で除したものである。

ただし「きまつて支給する給与」も時間あたりとしては,総実労働時間の減少を反映して製造業においては,年間平均で前年より二・四%の上昇となっている。

(注)(1)毎月勤労統計における給与の定義は概略つぎの通りである。「きまって支給する給与」とは労働者の行った労働に対し,あるいは労働者の状態にしたがって労働契約,団体協約あるいは事業所の就業規則等によってあらかじめ定められている支給条件,算定方法によって支給される現金給与のことである。したがって所定外労働時間勤務の手当等を含む。「特別に支払われた給与」とは一時的,突発的理由に基いてあらかじめ定められた契約,協約,規則等によらないで労働者に現実に支払われた給与(但し賞与等の臨時給与は契約,規則等による場合も含む)および新しい協約,規則により過去にさかのぼって算定された現金給与の追給額等である。「現金給与総額」は右の二種の給与額の合計である。

(2)昭和三三年一月に毎月勤労統計のサンプル更新が行われた結果,新旧再調査結果に賃金差が生じたので,次の方法により昭和二七年までさかのぼって指数を改訂した。

まず,サンプル更新時(昭和三三年一月,三〇年五月,二七年一月)の旧賃金に対する新賃金の比率を求め,これを前回のサンプル更新時までの総月数の乗根に開き,それをさらに前回サンプル更新時から当該月までの月数乗した数値を,当該月の平均賃金に乗じて修正平均賃金を算定し,これを基準時賃金で除して指数を算定した。

したがって統計表に示された平均賃金の実額とその指数とは必ずしも同じ傾向は示さない。

---

---

*(C)COPYRIGHT Ministry of Health , Labour and Welfare*

# 第二部　各論
## 二　賃金
### (二) 賃金水準の動向
#### (1) 一般賃金水準の動向
##### (ロ) 実質賃金

つぎに現金給与総額による名目賃金指数を消費者物価指数(全都市総合)で除して作成した調査産業総数の実質賃金指数(家計財に対する賃金の購買力の指数)は,昭和三二年平均で前年より一・五%向上した。ただし,これは戦後においては,昭和二九年につぐ低い上昇率であり,さらに月別にみると,名目賃金の停滞と消費者物価の騰貴とにより,下半期においては前年水準を下まわる状態があらわれるに至った。

消費者物価指数の動向については次章で述べる。ただ実質賃金指数を解釈する点で,注目すべきことは昨年の消費者物価が総合して三・一%上昇した中にあって,とくに穀類は四・三%(下半期相互の比較では七・四%),光熱は八・八%(同じく九・四%)の上昇をみたことである。後述のように賃金の内部的格差は一般に拡大し,名目賃金の平均上昇率ほどは,上昇しなかった労働者も多数あったことと推定されるが,そのうちの低賃金層においては,食料,光熱等の生活必需品の価格が一そう大きく騰貴したことにより,実質賃金の低下をきたしたことと思われる。平均賃金による食料賃金指数(食料に対する賃金の購買力を示す指数)は前年に比べて調査産業総数では○・九%の上昇にとどまり,製造業では○・三%とわずかながら低下している(第八五表参照)。

第85表 食料賃金指数 1) の推移

第85表　食料賃金指数1) の推移　　(昭和30年平均＝100)

| 年 | 消費者食料物価指数 | 食料賃金指数 | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| | | 調査産業総数2) | | 製造業 | |
| | | 指数 | 対前年増減率 | 指数 | 対前年増減率 |
| | | | % | | % |
| 昭和27年平均 | 89.9 | 86.8 | 15.3 | 90.7 | 12.4 |
| 28年平均 | 95.3 | 94.3 | 8.6 | 95.9 | 5.7 |
| 29年平均 | 103.1 | 92.5 | −1.9 | 93.4 | −2.6 |
| 30年平均 | 100.0 | 100.0 | 8.1 | 100.0 | 7.1 |
| 31年平均 | 98.8 | 108.6 | 8.6 | 110.6 | 10.6 |
| 32年平均 | 102.5 | 109.6 | 0.9 | 110.3 | −0.3 |

資料出所　総理府統計局「消費者物価指数」

（注）1)　食料賃金指数＝$\left(\frac{\text{名目賃金指数}}{\text{食料物価指数}}\right)\times 100$

2)　建設業は含まない。

なお,この間,減税により労働者の手取賃金はかなり増加した。九月における税・保険料控除額の現金給与総額に占める比率を労働省「給与構成調査」でみると,調査産業総数で三一年一一・五%(二,〇三二円)であったのが,三二年には九・二%(一,六七八円)に減少している。これは所得税の軽減に負うところが大きく,右の比率のうち所得税は三一年五・六%(九九五円)であったのが三二年三・一%(五七〇円)となった(第八六表参照)。

第84表 実質賃金指数の推移

第84表　実質賃金指数の推移

（昭和30年平均＝100）

| 年　　月 | 調査産業総数（含建設業） | | 製　造　業 | |
|---|---|---|---|---|
| | 指　数 | 対前年同期増減率 | 指　数 | 対前年同期増減率 |
| | | % | | % |
| 昭和27年平均 | 86.9 | — | 91.5 | 11.2 |
| 28年平均 | 93.9 | 8.1 | 96.2 | 5.1 |
| 29年平均 | 94.0 | 0.1 | 95.3 | −0.9 |
| 30年平均 | 100.0 | 6.4 | 100.0 | 4.9 |
| 31年平均 | 107.1 | 7.1 | 108.9 | 8.9 |
| 32年平均 | 108.7 | 1.5 | 109.3 | 0.4 |
| 昭和32年 1月 | 94.4 | −0.1 | 96.4 | −0.2 |
| 2月 | 91.1 | 0.8 | 95.2 | 1.6 |
| 3月 | 96.7 | 0.6 | 92.5 | −0.2 |
| 4月 | 95.6 | 2.4 | 95.6 | 0.6 |
| 5月 | 91.0 | −0.9 | 93.1 | −0.4 |
| 6月 | 127.9 | 4.2 | 125.6 | 5.0 |
| 7月 | 124.3 | 2.4 | 136.6 | 3.0 |
| 8月 | 99.1 | 1.6 | 98.0 | −0.7 |
| 9月 | 93.7 | −1.0 | 92.0 | −2.4 |
| 10月 | 91.6 | −0.9 | 91.3 | −3.3 |
| 11月 | 93.4 | −2.1 | 94.0 | −5.1 |
| 12月 | 205.3 | 5.9 | 200.7 | 2.6 |
| 昭和33年 1月 | 96.3 | 2.0 | 97.5 | 1.1 |
| 2月 | 94.5 | 3.7 | 96.5 | 1.4 |
| 3月 | 97.3 | 0.6 | 94.5 | 2.2 |

資料出所　労働省「毎月勤労統計」

（注）　実質賃金指数は名目賃金指数を総理府統計局「消費者物価指数」（全都市総合）で除したもの。

## 第86表 平均現金給与総額から控除額の比率

第86表　平均現金給与総額からの控除額の比率（常用労働者）

（調査産業総数）　　（単位　%）

| 年　月 | 現金給与総額 | 控除額 | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| | | 所得税 | 住民税 | 社会保険料 | 計（除住民税） |
| 昭和25年10月 | 100.0 | 10.7 | — | 3.9 | 14.6 |
| 27年 8月 | 100.0 | 8.7 | — | 3.8 | 12.5 |
| 29年 9月 | 100.0 | 6.4 | — | 4.1 | 10.5 |
| 30年 9月 | 100.0 | 5.7 | — | 4.2 | 9.9 |
| 31年 9月 | 100.0 | 5.6 | 1.9 | 4.0 | 9.6 |
| 32年 9月 | 100.0 | 3.1 | 1.9 | 4.2 | 7.3 |

資料出所　労働省「給与構成調査」

（注）1）控除額のうち住民税は31年から調査を開始した。

2）控除額合計には住民税を含まない。

3）調査対象は常用労働者30人以上を雇用する事業所である。

4）調査産業総数は建設業を含まない。

(C)COPYRIGHT Ministry of Health , Labour and Welfare

# 第二部　各 論
## 二　賃 金
### (二) 賃金水準の動向
#### (1) 一般賃金水準の動向
##### (ハ) 賃金変動の理由

平均給与額の変化はベース・アップや定期昇給によって起るばかりでなく,労働時間とくに超過労働時間の変化,出来高払等の業績給における業績の変化,その他労働者の性,年令,職種構成が変化したり出勤率が変化する場合にも生ずるものであり,これらは全体として経済活動と密接な関係にあることはいうまでもない。いま,全体としての分析は別として毎月勤労統計の調査対象事業所から申告される賃金水準の変動理由をみると,定期昇給と給与改訂により賃金水準の増加した事業所が増え,反面,生産,売上,取引高の増加によって賃金が増えた事業所の割合は減つて,むしろその減少により賃金が減少した事業所が増えた。この傾向は製造業だけをとり出すと,さらに明瞭である(第八七表参照)。

第87表 事業所から申告された「きまって支給する給与」の変動理由

第87表　事業所から申告された「きまって支給する給与」の変動理由

（賃金変動のない事業所を含む全事業所＝100）

| 変動理由 | 年月 | 調査産業総数(除建設業) | | | | 製造業 | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | 1～3月 | 4～6月 | 7～9月 | 10～12月 | 1～3月 | 4～6月 | 7～9月 | 10～12月 |
| 定期昇給 | 31年 | 2.1 | 5.6 | 3.4 | 2.7 | 1.8 | 5.3 | 2.9 | 2.9 |
| | 32年 | 3.2 | 7.1 | 2.1 | 3.1 | 2.7 | 6.7 | 2.1 | 2.4 |
| 給与改訂 | 給与増 31年 | 1.5 | 3.5 | 2.2 | 2.4 | 1.6 | 3.4 | 2.5 | 2.9 |
| | 給与増 32年 | 2.1 | 5.9 | 2.5 | 2.9 | 2.0 | 5.3 | 1.9 | 2.2 |
| | 給与減 31年 | 0.1 | 0.1 | 0.1 | 0.0 | 0.1 | 0.1 | 0.1 | 0.0 |
| | 給与減 32年 | 0.1 | 0.1 | 0.1 | 0.1 | 0.1 | 0.1 | 0.1 | 0.1 |
| 人員構成の変化 | 給与増 31年 | 2.5 | 3.7 | 3.1 | 3.4 | 2.6 | 3.8 | 3.5 | 3.7 |
| | 給与増 32年 | 2.8 | 4.4 | 3.3 | 3.1 | 2.7 | 4.6 | 3.6 | 3.2 |
| | 給与減 31年 | 4.3 | 5.3 | 4.3 | 3.5 | 4.6 | 5.9 | 5.0 | 3.9 |
| | 給与減 32年 | 5.1 | 5.6 | 3.4 | 2.8 | 5.4 | 6.1 | 3.6 | 2.9 |
| 生産、売上、取引高等の変化 | 給与増 31年 | 8.5 | 9.0 | 9.0 | 12.0 | 9.9 | 11.1 | 10.4 | 14.0 |
| | 給与増 32年 | 7.8 | 7.6 | 8.1 | 9.3 | 8.8 | 8.9 | 9.5 | 10.4 |
| | 給与減 31年 | 7.4 | 5.7 | 6.3 | 5.0 | 8.6 | 6.4 | 7.1 | 5.7 |
| | 給与減 32年 | 7.0 | 5.9 | 7.1 | 6.3 | 7.8 | 6.3 | 8.6 | 7.6 |
| その他 | 給与増 31年 | 1.0 | 1.2 | 0.6 | 0.8 | 0.8 | 0.7 | 0.4 | 0.7 |
| | 給与増 32年 | 0.5 | 0.9 | 0.5 | 0.9 | 0.4 | 0.6 | 0.4 | 0.6 |
| | 給与減 31年 | 1.3 | 0.9 | 0.7 | 1.2 | 0.2 | 0.8 | 0.6 | 1.0 |
| | 給与減 32年 | 1.3 | 1.0 | 0.8 | 1.3 | 0.4 | 0.7 | 0.7 | 1.2 |

資料出所　労働省「毎月勤労統計」の調査票記載給与変動理由の集計。

（注）1）平均給与が３％以上前月に比べて増減した時、調査票にその理由を記して調査票を提出することになっている（理由はあらかじめ定められた上記のいずれかに記入することになっている）。上表はその結果をとりまとめたものである。

2）各欄の増減とは前月に比べて１人あたり「きまって支給する給与」が増加し、あるいは減少した事業所を意味する。たとえば生産、売上、取引増は生産取引等が増加したために賃金が前月よりも増えたこと、同じく減は生産取引等が減少したために賃金が減ったことを示す。

3）いずれも母集団に復元した数値ではない。

このうち,昇給および給与改訂による賃金増は,上半期において前年を上回ったが,下半期では減少しており,不況の賃金に対する影響が下半期にあらわれたことを物語っている(なお給与引上げの事業所が増えているが引上率が前年より小さければ平均賃金の伸びは鈍る)。

*(C)COPYRIGHT Ministry of Health , Labour and Welfare*

# 第二部　各 論
## 二　賃 金
### (二) 賃金水準の動向
#### (1) 一般賃金水準の動向
##### (二) 賃金不払の推移

労働基準局調べによると,全産業においては,昭和三一年以降,経済の好況とともに急速に減少した賃金不払は,昭和三二年に入っても引きつづき減少し,当月把握件数は六月は一,一九五件で,前年同月よりも三〇〇件減少し未解決金額も五月以降四億円台となった。その後不払の把握件数,金額ともにやゝ増加し,当月中に把握した金額は一〇月に一億一千万円と年初の六割増となった。しかし,これを昭和二九年の不況と比較すれば,その増加は鈍く,把握件数は当時の半分,当月把握の不払金額は同じく八分の一,未解決金額は四分の一にすぎず,賃金不払は比較的低水準に推移したとみることができよう(第八八表参照)。

第88表 賃金不払及び解決状況

第88表　賃金不払及び解決状況

| 年　月 | 当月把握したもの | | 当月まで未解決のもの | |
|---|---|---|---|---|
| | 件数 | 金額 | 件数 | 金額 |
| 昭和 | 件 | 百万円 | 件 | 百万円 |
| 28年1～6月平均 | 1,511 | 276 | 2,981 | 407 |
| 7～12月平均 | 1,853 | 373 | 3,099 | 496 |
| 29年1～6月平均 | 1,781 | 655 | 3,427 | 1,005 |
| 7～12月平均 | 2,400 | 872 | 4,846 | 1,813 |
| 30年1～6月平均 | 2,129 | 631 | 5,054 | 1,670 |
| 7～12月平均 | 2,389 | 599 | 5,549 | 1,541 |
| 31年1～6月平均 | 1,744 | 263 | 5,203 | 1,048 |
| 7～12月平均 | 1,496 | 156 | 4,761 | 785 |
| 32年1～6月平均 | 1,260 | 71 | 4,077 | 525 |
| 7～12月平均 | 1,474 | 107 | 4,023 | 449 |
| 昭和32年 1月 | 1,257 | 72 | 4,213 | 585 |
| 2月 | 1,217 | 62 | 4,146 | 561 |
| 3月 | 1,282 | 75 | 4,041 | 540 |
| 4月 | 1,366 | 70 | 4,099 | 515 |
| 5月 | 1,244 | 84 | 4,009 | 486 |
| 6月 | 1,195 | 63 | 3,956 | 464 |
| 7月 | 1,398 | 97 | 4,025 | 475 |
| 8月 | 1,484 | 90 | 4,088 | 462 |
| 9月 | 1,347 | 98 | 4,087 | 464 |
| 10月 | 1,353 | 114 | 4,092 | 457 |
| 11月 | 1,404 | 108 | 4,099 | 459 |
| 12月 | 1,858 | 133 | 3,746 | 379 |

資料出所　労働省労働基準局「賃金不払事件処理状況」

なお,規模別の傾向としては,不況による影響はとくに一〇〇～二九九人の規模であらわれ,その毎月把握の不払賃金額は下半期に至って急増した。しかし,三〇〇人以上および一〇〇人未満の規模では秋以降や某増加したが,なお前年末より下回っていた(第二一図参照)。

第21図 規模別当月把握の賃金不払金額の指数

第21図　規模別当月把握の賃金不払金額の指数
（昭和31年１～３月平均＝100）

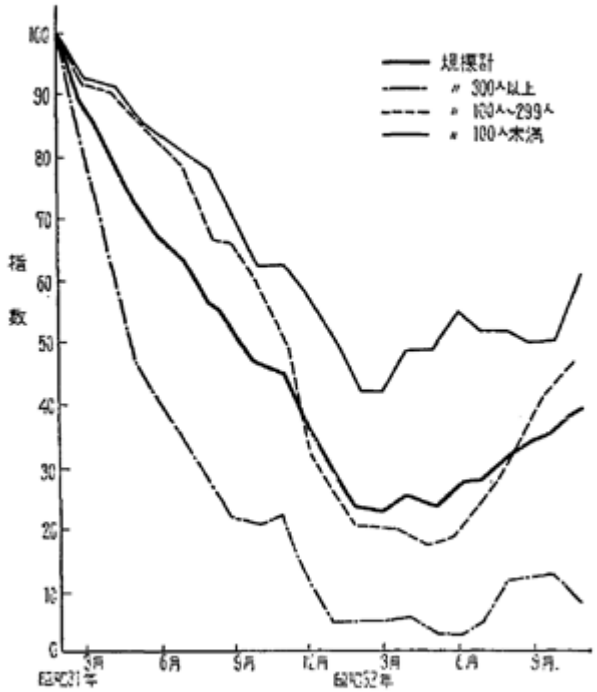


資料出所　労働基準局「賃金不払事件の状況」
（注）　三ヵ月移動平均による

(C)COPYRIGHT Ministry of Health , Labour and Welfare

# 第二部　各 論
## 二　賃 金
### (二) 賃金水準の動向
#### (2) 産業別賃金水準の動向
##### (イ) 大分類産業の動き

三二年の大分類産業の賃金水準の動きの中で目だった特徴は,鉱業が著しい上昇を示したこと,卸売及び小売業,金融及び保険業,運輸通信及びその他の公益事業,建設業などの産業では,三一年の好況時の賃金上昇が一応持続されていたのに,三〇年から三一年に高い上昇率を示した製造業では賃金上昇の鈍化が顕著であったこと,などであった。

毎月勤労統計の現金給与総額の上昇率を三一年に対する三二年の割合でみると,鉱業がもっとも高く,一五・七%を示し,三〇年から相対的に高い上昇率を示してきているが,つづいて建設業(七・八%),金融及び保険業(六・二%),運輸通信及びその他の公益事業(五・九%),卸売及び小売業(四・九%)の順で,もつとも低い賃金上昇となったのが製造業(三・五%)であった(第八九表参照)。

第89表 産業大分類別の年間平均給与の対前年上昇率

第89表　産業大分類別の年間平均給与の対前年上昇率

| 産業 | 27年 | 28年 | 29年 | 30年 | 31年 | 32年 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | % | % | % | % | % | % |
| 調査産業総数（含建設業） | — | 15.2<br>(14.2) | 6.5<br>(6.8) | 5.3<br>(4.6) | 7.5<br>(5.1) | 4.7<br>(2.9) |
| 鉱業 | 23.2<br>(20.7) | 12.0<br>(13.5) | 1.4<br>(3.0) | 6.5<br>(6.3) | 9.3<br>(4.9) | 15.7<br>(9.7) |
| 製造業 | 16.6<br>(17.2) | 12.1<br>(11.4) | 5.4<br>(5.9) | 3.8<br>(3.5) | 9.3<br>(6.4) | 3.5<br>(2.0) |
| 卸売及び小売業 | 2.6<br>(3.4) | 8.0<br>(6.2) | 2.6<br>(3.5) | 0.1<br>(1.1) | 5.8<br>(3.4) | 4.9<br>(3.7) |
| 金融及び保険業 | 18.5<br>(18.6) | 15.9<br>(13.2) | 5.5<br>(6.9) | 5.5<br>(4.6) | 6.2<br>(3.8) | 6.2<br>(5.0) |
| 運輸通信及びその他の公益事業 | 26.9<br>(24.6) | 24.1<br>(22.3) | 10.6<br>(10.1) | 6.4<br>(5.6) | 5.5<br>(4.7) | 5.9<br>(4.8) |
| 建設業 | — | 21.1<br>(17.4) | 10.7<br>(10.0) | 5.8<br>(6.7) | 9.6<br>(6.6) | 7.8<br>(4.7) |

資料出所　労働省「毎月勤労統計」

（注）数値は「現金給与総額」の上昇率、（　）内の数値は「きまって支給する給与」の上昇率である。

「きまつて支給する給与」でみても,鉱業がもっとも高く九・七%の上昇率を示し,つづいて金融及び保険業(五・〇%),運輸通信及びその他の公益事業(四・八%),建設業(四・七%),卸売及び小売業(三・七%)の順

となり,やはりもっとも低い上昇率を示したのは製造業(二・〇%)であった。「きまって支給する給与」の上昇率が,現金給与総額の上昇率よりも,いずれも小さくあらわれているのは,三二年においても各大分類産業において臨時給与が相対的に多額に支払われたためであった。

鉱業が全般的に高い上昇率を示したのは,石炭鉱業の好況を背景として賃金引上げが行われたためや臨時給与が非常に大きく支払われたためである。製造業が三〇年から三一年に高い賃金上昇を示したのに三二年において上昇が急速におとろえたのは,製造業の好況が冷却してきた影響を示すもので,超過勤務給の上昇の頭打ち等を反映して,それまで賃金上昇を強く支えた要因が弱くなってきたことによるものである。

また,建設業はいままで各年とも上昇率が高い産業であったが,三二年においてなお持続した建築,建設事業の繁忙のために賃金上昇は比較的堅調であった。運輸通信及びその他の公益事業は好況,不況による賃金上昇のふれの少い賃金上昇の高い産業であるが,三二年においても,経済規模の拡大にともなって前年に引続き好調な賃金推移を示した。

卸売及び小売業,金融及び保険業では現金給与総額では若干の上昇率の鈍化がみられたものの,「きまって支給する給与」でみると三一年の対前年上昇率を上回った。

これらの部門は三一年の好況期において比較的控え目な賃金上昇をみせたが,三二年に入って製造業の好況の冷却時になってもこれらの部門では景気の後退現象が賃金面において顕著な形ではみられなかった。

最近の「きまって支給する給与」を月別変動でとらえてみると,第二二図のとおりであって,鉱業は三一年,三二年において趨勢的に高い上昇を示し,ことに三二年四月から春闘の影響で一段と高くなった。鉱業における三一年三月の賃金の陥没は石炭鉱業のロック・アウトにより,また三二年二月,三月の賃金の減少は春闘により引きおこされたものである。

第22図 「きまつて支給する給与」の月別推移

第22図　「きまって支給する給与」の月別推移

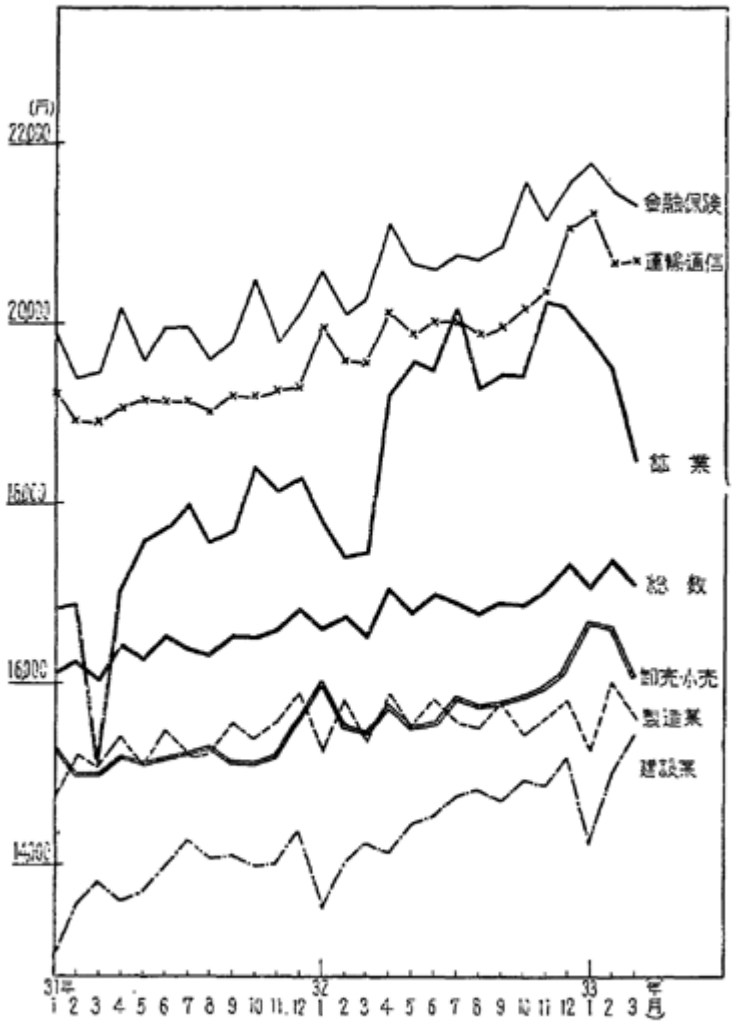


資料出所　労働省「毎月勤労統計」

賃金が調査産業総数より高い水準にある金融及び保険業,運輸通信及びその他の公益事業,鉱業では三二年内において三一年につづいて上昇傾向にあるが,賃金が調査産業総数より低い水準にある産業では,建設業が比較的強い上昇傾向をみせているほかは,製造業,卸売及び小売業とも弱い上昇を示し,殊に製造業においては,賃金増勢が王二年に入ってはっきりと衰えている。

以上,大分類産業別に賃金上昇の相違を短期的に概観したが,第八九表にあらわれているように,年々の賃金上昇には産業によってかなりの差がある。いま賃金上昇の差違をやゝ長期的にみるために,昭和三二年と昭和二七年について産業別現金給与総額をみると第二三図のとおりであって,製造業に対して,卸売及び小売業を除く他の大分類産業の賃金は相対的に上昇度が強い。

第23表 産業大分類別「現金給与総額」格差

第23図　産業大分類別「現金給与総額」格差

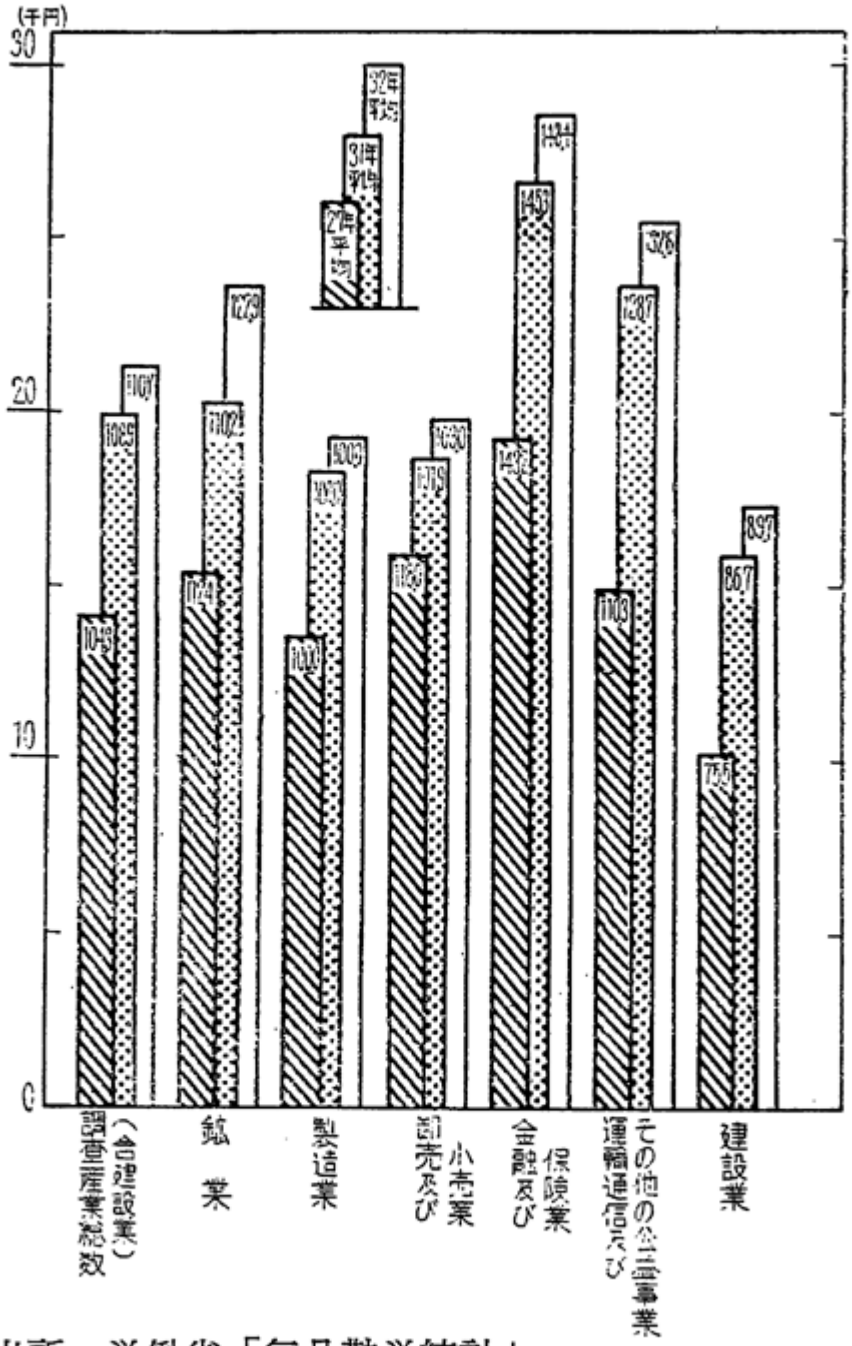


資料出所　労働省「毎月勤労統計」

（注）　図の棒中の数字は、製造業を 100 とした時の格差を示す。

このような産業による賃金格差の変化は,労働生産性の相違,当該産業の価格の変化(産業の価格の変化(産業が独占的であるか,競争的であるかによって相違するであろう),企業内における賃金への配分関係の変化,雇用構造の変化などによって決定されるものであろう。

*(C)COPYRIGHT Ministry of Health , Labour and Welfare*

# 第二部　各 論
## 二　賃 金
### (二)　賃金水準の動向
#### (2)　産業別賃金水準の動向
##### (ロ)　中分類産業の動き

以上で大きく分類した産業の賃金の動向を概観したが,その産業のなかでもいろいろな産業,業種が混在し,それらの産業,業種の賃金は必ずしも一様な動きを示しているわけではない。したがって大分類産業をさらに立入って分析してみると,三二年における賃金上昇の姿が一層うきぼりにされるのである。

鉱業の内部についてみると,主要産業である石炭鉱業,金属鉱業のうち,三二年においては石炭鉱業の賃金上昇がとくに高かったのがわかる。

図表

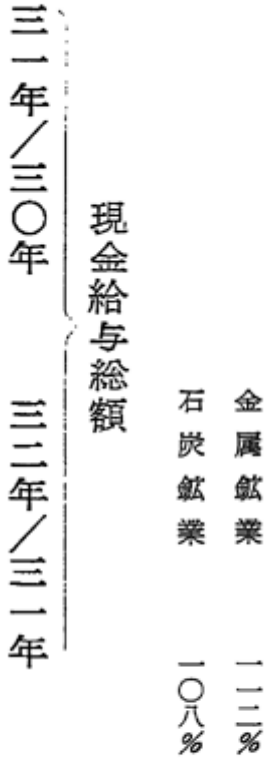

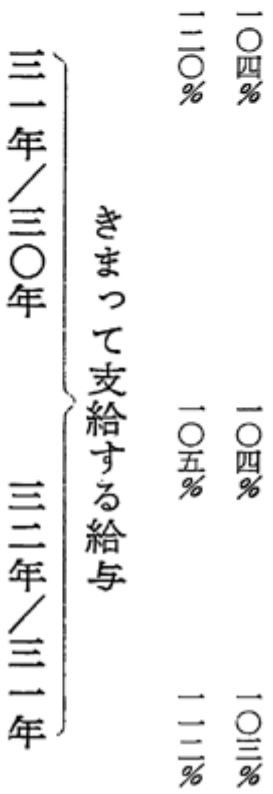


現金給与総額については,金属鉱業が三一年に急上昇したが,石炭鉱業は三一年より三二年に急上昇したことが知られる。しかも,金属鉱業,石炭鉱業の場合でも「きまって支給する給与」より現金給与総額の方で急上昇したことが一つの特徴となっている。

製造業内部の中分類産業の動きについてみると,第九〇表のとおりであって,特徴点としては,三一年に賃金上昇の大きかった重工業部門産業の賃金が,三二年においてかなり低い上昇率に変っていたことや,三一年の対前年上昇率よりも三二年の対前年上昇率の方が大きかつた中分類産業はわずかであって,しかもそのほとんどが消費財産業であったことがあげられる。したがって製造業の賃金上昇のかなりの鈍化は,重工業部門を中心とする全般的な賃金上昇の鈍化によってもたらされたものといえよう。

第90表 製造業中分類別の年間平均給与の対前年上昇率

第90表　製造業中分類別の年間平均給与の対前年上昇率

| 産業 | 現金給与総額 | | きまつて支給する給与 | |
|---|---|---|---|---|
| | 31年/30年 | 32年/31年 | 31年/30年 | 32年/31年 |
| | % | % | % | % |
| 製造業 | 9.3 | 3.5 | 6.4 | 2.0 |
| 食料品製造業 | 3.5 | 5.0 | 3.7 | 3.3 |
| 煙草製造業 | 2.8 | 7.8 | 3.9 | 5.1 |
| 紡織業 | 8.4 | 1.2 | 4.7 | −0.2 |
| 衣服及び身廻品製造業 | 2.3 | 6.3 | 1.0 | 5.3 |
| 木材及び木製品製造業 | 9.8 | 6.4 | 7.7 | 4.1 |
| 家具及び装備品製造業 | 6.1 | 6.3 | 4.7 | 4.1 |
| 紙及び類似品製造業 | 4.6 | 1.9 | 3.8 | 1.4 |
| 印刷、出版及び類似産業 | 8.3 | 6.6 | 6.2 | 5.6 |
| 化学工業 | 10.2 | 2.5 | 6.7 | 4.3 |
| 石油及び石炭製品製造業 | 5.2 | 8.2 | 5.8 | 4.8 |
| ゴム製品製造業 | 3.2 | −3.3 | 1.3 | −2.8 |
| 皮革及び皮革製品製造業 | 11.7 | 3.1 | 8.4 | 2.5 |
| ガラス及び土石製品製造業 | 4.4 | 1.1 | 3.6 | 0.9 |
| 第一次金属製造業 | 14.2 | 1.6 | 7.5 | 2.0 |
| 金属製品製造業 | 5.2 | 2.1 | 1.8 | 0.1 |
| 機械製造業 | 15.1 | 6.0 | 11.1 | 2.8 |
| 電気機械製造業 | 6.4 | 0.2 | 4.7 | −3.4 |
| 輸送用機械器具製造業 | 14.4 | 6.4 | 10.4 | 2.2 |
| 医療機械、理化学機械、写真機、光学機械器具及び時計製造業 | 6.2 | 2.1 | 7.4 | 0.9 |

資料出所　労働省「毎月勤労統計」
（注）　増減率は指数によって算出。

第一次金属,機械,電気機器,輸送用機器などの重工業部門の現金給与総額,ことに「きまつて支給する給与」では,三二年において賃金上昇が相対的に小さかった。これは,これらの産業における生産の伸びの鈍化が賃金面において反映したものである。

化学,石油及び石炭製品,ゴム製品,皮革及び皮革製品,ガラス及び土石製品などの産業では石油及び石炭製品を除き全般に低い上昇率にとどまっていた。

以上述べてきた産業以外の軽工業産業ないしは消費財産業のうち製造業全体の上昇率より低かったのは,紡織業および紙及び類似品である。

最後に,二七年以降,毎年の主要産業の現金給与総額の対前年上昇率を示したのが第二四図であって,三二年の対前年上昇率は鉱業を除き三〇年の対前年上昇率と同様に比較的低いところに密集していた。二七年から二八年までは,賃金上昇が高い頃で,それ以降三〇年まで賃金上昇が全体に低まり,同時に上昇率の産業ごとの分布も接近した。三一年には賃金上昇が高くなり,上昇率の産業ごとの分布も広がり,三二年においてはふたたび賃金上昇率が全体に低く,鉱業を除けば三〇年の対前年比のように産業ごとの上昇率の分布の巾がせまくなった。

## 第24図 産業別年間現金給与総額の上昇率

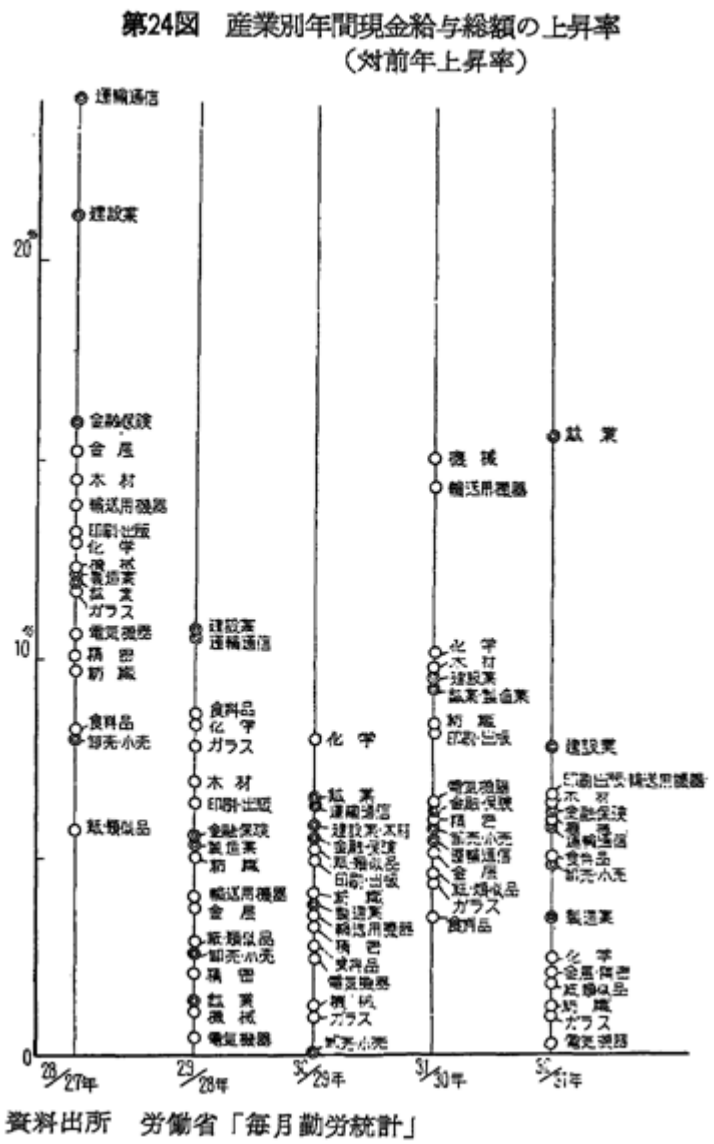


資料出所　労働省「毎月勤労統計」

(C)COPYRIGHT Ministry of Health , Labour and Welfare

# 第二部　各 論
## 二　賃 金
### (三) 賃金格差
#### (1) 事業所規模別賃金

事業所の規模が小さくなるほど平均賃金は低下するが,その規模別平均賃金の格差を毎月勤労統計によってみれば,製造業五〇〇人以上事業所の平均給与額を一〇〇とした比率で,現金給与総額の場合,規模一〇〇～四九九人の事業所では昭和三一年平均から三二年平均(七二,一から七〇・八)へと格差拡大を示しているが,規模三〇～九九人の事業所では五六・一から五六,〇へとほぼ保合いを示している。一〇〇～四九九人の規模においては「きまって支給する給与」の月額,時間当り額ともに大規模事業所に対する格差の拡大がみられたが,しかし三〇～九九人規模の事業所は逆にやや格差縮少の傾向がみられた(第九一表参照)。さらに年内の傾向においては,下期において規模間格差のわずかな縮小がみられた。これは一般的に不況期において大規模事業所で賃金上昇がまず鈍化することによるものである。なお「特別に支払われた給与」のみの規模別の格差は,「きまつて支給する給与」よりも遥かに大きく,年間の合計金額は規模五〇〇人以上五六,三三七円に対し,規模三〇～九九人は二八・七%の一六,一六三円にすぎず,しかも,規模間の格差は昭和二八年以降累年拡大してきており,わずかに規模三〇～九九人で昭和三二年に格差の縮少がみられた(第九二表参照)。

第91表 製造業規模別賃金格差の推移

第91表　製造業規模別賃金格差の推移　（規模500人以上＝100）

| 年月 | 現金給与総額 | | | きまって支給する給与 | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 1人平均月間当り | | | 1人平均月間当り | | | 1人平均1時間当り | | |
| | 規模100人～499人 | 規模30人～99人 | 規模5人～29人 | 規模100人～499人 | 規模30人～99人 | 規模5人～29人 | 規模100人～499人 | 規模30人～99人 | 規模5人～29人 |
| 昭和25年 平均 | 83.1 | 67.3 | — | 84.9 | 70.6 | — | 83.8 | 69.3 | — |
| 26年 平均 | 79.5 | 61.7 | — | 82.5 | 67.0 | — | 80.4 | 65.2 | — |
| 27年 平均 | 79.1 | 58.8 | — | 81.5 | 64.0 | — | 78.5 | 60.4 | — |
| 28年 平均 | 79.3 | 59.8 | — | 80.9 | 64.5 | — | 77.7 | 60.8 | — |
| 29年 平均 | 77.6 | 59.9 | — | 79.7 | 64.9 | — | 76.5 | 61.0 | — |
| 30年 平均 | 74.3 | 58.8 | — | 76.6 | 64.0 | — | 73.3 | 59.5 | — |
| 31年 平均 | 72.1 | 56.1 | — | 74.7 | 62.2 | — | 72.3 | 58.0 | — |
| 32年 平均 | 70.8 | 56.0 | (42.9) | 73.5 | 62.4 | (51.9) | 71.1 | 58.5 | (47.6) |
| 昭和31年 1～3月 | 75.3 | 61.2 | — | 75.4 | 61.9 | — | 73.4 | 58.3 | — |
| 4～6月 | 72.5 | 55.7 | — | 74.6 | 61.7 | — | 71.9 | 57.2 | — |
| 7～9月 | 72.0 | 56.5 | — | 74.0 | 61.5 | — | 72.0 | 58.5 | — |
| 10～12月 | 69.8 | 52.7 | — | 74.9 | 63.6 | — | 72.1 | 58.5 | — |
| 昭和32年 1～3月 | 73.3 | 60.8 | — | 74.0 | 61.7 | — | 72.4 | 58.7 | — |
| 4～6月 | 69.4 | 55.5 | — | 73.0 | 62.4 | — | 70.6 | 58.5 | — |
| 7～9月 | 71.0 | 55.9 | 45.3 | 72.6 | 61.7 | 51.1 | 70.5 | 58.4 | 48.1 |
| 10～12月 | 70.1 | 53.0 | 40.9 | 74.5 | 63.9 | 52.3 | 70.9 | 58.2 | 47.0 |

資料出所　労働省「毎月勤労統計」
(注)　1）規模5人～29人の調査は32年7月から開始（毎月勤労統計乙調査）
　　2）（　　）内は7～12月平均

## 第92表 製造業規模別1人当り年間「特別に支払われた給与」の格差

第92表　製造業規模別1人当り年間「特別に支払われた給与」の格差

| 年 | 規模500人以上 | 規模100人～499人 | 規模30人～99人 |
|---|---|---|---|
| 昭和25年 | 100.0 | 65.5 | 36.0 |
| 26年 | 100.0 | 62.8 | 30.8 |
| 27年 | 100.0 | 65.1 | 27.8 |
| 28年 | 100.0 | 69.7 | 32.2 |
| 29年 | 100.0 | 65.9 | 31.2 |
| 30年 | 100.0 | 60.8 | 29.3 |
| 31年 | 100.0 | 60.0 | 28.1 |
| 32年 | 100.0 | 59.3 | 28.7 |

資料出所　労働省「毎月勤労統計」

つぎに製造業の産業中分類において規模五〇〇人以上の平均賃金に対し,格差が縮少した産業は,一〇〇～四九九人では,紡織,ゴム製品,皮革,ガラス土石製品,第一次金属,金属製品,その他の製造であり,三〇～九九人では,紡織,衣服身廻品,化学,石油石炭製品,皮革,ガラス土石製品,金属製品,精密機器,その他の製造の各産業である。これ以外の産業はすべて格差が保合ないし拡大した産業であるが,そのうち特に格差が拡大し

た産業は輸送用機器製造(規模五〇〇人以上に対し中規模六七・四から六一・六へ,小規模五一・五から四七・九へ)である。また産業中分類二〇産業の規模別格差の単純平均による全製造業の平均は両規模を通じて労働者数による加重平均によって計算した前記の場合と同じ結果であって,規模間格差の変化がある特定産業の賃金変化や労働者数の変化によって生じたものでないことが判断される。

---

*(C)COPYRIGHT Ministry of Health , Labour and Welfare*

# 第二部　各 論
## 二　賃 金
### (三)　賃金格差
#### (2)　賃金階級別事業所の分布

毎月勤労統計の事業所ごとの平均「きまって支給する給与」(いわゆるベース,但し時間外手当等を含む)の分布を昭和三一年,三二年の各九月分について比較すると,調査産業総数で平均賃金八,〇〇〇円未満の事業所は前年一二・三%であったのが本年は一〇・五%に減じ,二五,〇〇〇円以上の事業所は前年の五・一%から一〇・一%に増加する等,全体として事業所平均賃金の伸びがみられた。その分布は全体としては平均賃金の中以下の事業所が上方に伸びたものと判断され,これはとくに製造業に著しくあらわれている(第二五図および第九三表参照)。

第25図 事業所平均「きまって支給する給与」事業所度数分布

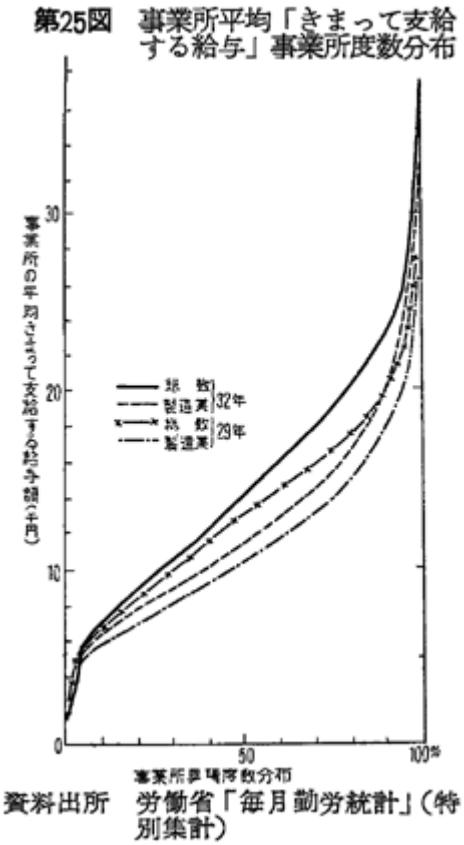


資料出所　労働省「毎月勤労統計」(特別集計)

第93表 事業所平均賃金の分布特性値

第93表　事業所平均賃金の分布特性値

| 特性値 | 調査産業総数(除建設業) | | | 製造業 | | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | 31年 9月 | 32年 9月 | 上昇率 | 31年 9月 | 32年 9月 | 上昇率 |
| | 円 | 円 | % | 円 | 円 | % |
| 平均 | 14,855 | 15,543 | 4.6 | 12,744 | 13,302 | 4.4 |
| 第一・四分位($Q_1$) | 10,212 | 10,666 | 4.4 | 8,652 | 9,141 | 5.7 |
| 中位数(Me) | 14,175 | 14,872 | 4.9 | 11,692 | 12,276 | 5.0 |
| 第三・四分位数($Q_3$) | 18,911 | 19,596 | 3.6 | 15,791 | 16,250 | 2.9 |
| $(Q_3-Q_1)/Me$ | 0.614 | 0.600 | — | 0.611 | 0.579 | — |

資料出所　労働省「毎月勤労統計」（特別集計）

注　各事業所毎の「きまって支給する給与」を労働者数で割ったものがここにいう事業所平均賃金である。

これをさらに昭和三一年九月から三二年九月まで,事業所ごとに,事業所平均賃金が何%上昇したかを算出すると,平均は五・九%であるが,そのうち三一年九月において事業所平均賃金が低い方から四分の一に属していた事業所では平均して八・二%と上昇が大きく,逆に事業所平均賃金が高い方から四分の一に属する事業所では四・六%の上昇に止っており,平均賃金の低かつた事業所ほど上昇率が高くなっている。これは製造業についてはさらに明瞭であって,とくに事業所規模別にみると,小規模の方が平均上昇率が高く,かつ平均賃金の低い事業所の方が上昇率が大きい。規模三〇～九九人の低賃金事業所では九%以上事業所平均賃金が伸びたのに規模五〇〇人以上の高賃金事業所では,その伸びは二%にすぎない(第九四表参照)。

第94表 事業所別平均賃金の階層別上昇率

第94表　事業所別平均賃金の階層別上昇率（きまって支給する給与）
（32年９月/31年９月）

| 昭和31年９月における賃金階級 | 調査産業総数(除建設業) | 製造業 | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| | | 計 | 500人以上 | 100人～499人 | 30人～99人 |
| | % | % | % | % | % |
| 平均賃金最低位の事業所（最低位と第一・四分位数間）の平均上昇率 | 8.2 | 7.8 | 3.1 | 7.7 | 9.4 |
| 平均賃金低位の事業所（第一・四分位数と中位数間）の平均上昇率 | 6.6 | 5.5 | 3.2 | 4.5 | 6.0 |
| 平均賃金高位の事業所（中位数と第三・四分位数間）の平均上昇率 | 4.7 | 4.8 | 4.1 | 3.8 | 5.1 |
| 平均賃金最高位の事業所（第三・四分位数と最高位間）の平均上昇率 | 4.6 | 2.1 | 2.0 | 3.4 | 1.1 |
| 合計 | 5.9 | 5.3 | 3.3 | 5.0 | 5.5 |

資料出所　労働省「毎月勤労統計」（特別集計）

このような特徴は,,昭和三〇年九月から三一年九月への傾向とは全く逆であって,当時は賃金が高く,規模の大きいものほど事業所平均賃金の伸びは大きかった。ここに好況期と不況期における事業所平均賃金の格差の変化の特徴が現われている。

*(C)COPYRIGHT Ministry of Health , Labour and Welfare*

# 第二部　各 論
## 二　賃 金
### (三)　賃金格差
#### (3)　労務者,職員別賃金

賃金水準の上昇にともない,労働者の地位・職種等による労働者相互の賃金格差は漸次拡大してきている。まず毎月勤労統計による製造業の労務者と職員との間の平均賃金格差を,職員の給与を一〇〇として示すと,男子では昭和二二,二三年には七六～七七であったのが,漸次労務者賃金の上昇が小さくなり,昭和三一年’には六五,ついで本年には六三となった。これは女子においても同様であり,また「きまって支給する給与」についても傾向は同じである(第九五表参照)。この差はとくに「特別に支払われた給与」で一そう強くあらわれており,男女計で職員の平均給与に対し,労務者は昭和二三年には六七・三%であったのが,昭和三一年四一・一%,そして本年は三九・二%と逐年ひらいてきている(第九六表参照)。

第95表 「生産労働者」の「管理,事務及び技術労働者」に対する給与の割合

第95表　「生産労働者」の「管理、事務及び技術労働者」に対する給与の割合（製造業）

| 年 | 現金給与総額 | | きまって支給する給与 | |
|---|---|---|---|---|
| | 男 | 女 | 男 | 女 |
| | % | % | % | % |
| 昭和22年　平均 | 75.5 | 71.1 | 77.7 | 71.8 |
| 23年　平均 | 77.1 | 72.0 | 77.8 | 71.9 |
| 24年　平均 | 77.8 | 74.4 | 78.6 | 73.2 |
| 27年　平均 | 67.9 | 68.8 | 71.7 | 70.8 |
| 28年　平均 | 67.6 | 67.8 | 71.8 | 70.4 |
| 29年　平均 | 66.8 | 68.6 | 70.6 | 71.2 |
| 30年　平均 | 65.9 | 68.5 | 69.9 | 71.4 |
| 31年　平均 | 65.4 | 67.7 | 70.3 | 71.2 |
| 32年　平均 | 62.7 | 65.7 | 68.1 | 69.4 |

資料出所　労働省「毎月勤労統計」
（注）　1)　25、26年は「管理、事務及び技術労働者」「生産労働者」に区分された結果は得られない。
2)　27、28年は「毎月勤労統計」(地方調査)による規模30人以上の全国計である。

第96表 製造業「管理,事務及び技術労働者」に対する「生産労働者」の臨時給与の割合

第96表　製造業「管理・事務及び技術労働者」に対する「生産労働者」の臨時給与の割合

| 年 | 割合 |
|---|---|
| | % |
| 昭和22年平均 | 57.7 |
| 23年平均 | 67.3 |
| 24年平均 | 65.1 |
| 27年平均 | 44.2 |
| 28年平均 | 42.6 |
| 29年平均 | 43.0 |
| 30年平均 | 41.2 |
| 31年平均 | 41.1 |
| 32年平均 | 39.2 |

資料出所　労働省「毎月勤労統計」
（注）　1）25、26年は「管理、事務及び技術労働者」、「生産労働者」に区分された結果は得られない。

このような傾向は労務者,職員という階層間に生じたというよりも職務の地位,責任の度に応じた賃金差がそう開いたとみるべきであって,これを「職種別等賃金実態調査」により職種別に「きまって支給する給与」の上昇率でみると,昭和二九年から三二年(各四月)の間に,事務管理職員,技術管理職員(管理職員は本社本店の課長代理級以上)はそれぞれ二三%(三二,九七二円から四〇,五四四円へ),二六%(三二,〇五一円から四〇,二七六円へ)上昇したのに対して,普通の職員は男女とも一六%(一七,八九三円から二〇,八〇四円及び九,〇八九円から一〇,五三五円へ)の上昇である。

さらにまた人事院の「職種別民間給与実態調査」により,職員内部の地位別給与(基本賃金と職務手当等の計で「きまって支給する給与」から時間外勤務手当を除いたもの)の変動をみると,昭和二九年から三二年(各三月)に支店長は二〇%増加したのに対して,総務上級係員ないし部長は一〇%台,中級係員三%,初級係員〇・五%となっており,新規学卒後一ヵ年のものの給与は大体において保合となっている(第九七表参照)。もしこれを,上昇率でなく金額での格差としてみれば,勤務年数が少く年令の若い大学卒が二九年以来一万二千円弱,同じく高校卒が七千五百円前後に停滞しているのに対して,総務係長は二九年には二八,五〇〇円(高校卒後一年の三・八倍)が三二年には約四千円増加して三二,二六六円(同じく四・三倍)となり,部課長以上の給与額の増加がさらに多かったことと相まって,職務の地位による上下の賃金格差は拡大してきた。

第97表 職員の職種別賃金の増減率

第97表　職員の職種別賃金の増減率（50人以上の事業所）
（調査産業総数）

| 職種 | 1人当り平均現金給与額 | | | 増減率 | |
|---|---|---|---|---|---|
| | 29年 | 31年 | 32年 | 32年/31年 | 32年/29年 |
| | 円 | 円 | 円 | % | % |
| 支店長 | 53,980 | 63,248 | 65,009 | 2.8 | 20.4 |
| 総務部長 | 53,630 | 56,275 | 60,029 | 6.7 | 11.9 |
| 総務課長 | 37,770 | 41,610 | 43,993 | 5.7 | 16.5 |
| 総務係長 | 28,500 | 30,395 | 32,266 | 6.2 | 13.2 |
| 総務上級係員 | 23,670 | 25,240 | 26,840 | 6.3 | 13.4 |
| 総務中級係員 | 14,980 | 14,989 | 15,355 | 2.4 | 2.5 |
| 総務初級係員 | 9,480 | 9,720 | 9,528 | −2.0 | 0.5 |
| 給仕 | 6,090 | 6,181 | 6,181 | 0 | 1.5 |
| 中卒1年後の事務員 | 5,260 | 5,181 | 5,510 | 6.4 | 4.8 |
| 高卒1年後の事務員 | 7,580 | 7,414 | 7,425 | 0.1 | −2.0 |
| 短大卒1年後の事務員 | 8,900 | 8,954 | 8,904 | −0.6 | 0 |
| 大学卒1年後の事務員 | 11,760 | 11,895 | 11,939 | 0.4 | 1.5 |

資料出所　人事院「職種別民間給与実態調査」（各年3月分）
（注）1）調査産業総数とは、鉱業、建設業、製造業、卸売および小売業、金融保険業、不動産業、運輸通信およびその他の公益事業、サービス業のことである。
2）1人当り平均現金給与額には、時間外手当は含まれていない。

(C)COPYRIGHT Ministry of Health , Labour and Welfare

# 第二部　各 論
## 二　賃 金
### (三) 賃金格差
#### (4) 男女別賃金

男女別の平均賃金の格差は,漸次拡大してきており,製造業を例にとると,昭和二二,二三年ごろは男子に対し女子は四割台であったのが,最近では四割を割っている。これはとくに「特別に支払われた給与」において著しい(第九八表参照)。

第98表 労職および給与内訳別の男女別賃金格差

第98表　労職および給与内訳別の男女別賃金格差（製造業）
（男子＝100）

| 年 | 常用労働者 | | 生産労働者 | | 管理・事務及び技術労働者 | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | 現金給与総額 | きまって支給する給与 | 現金給与総額 | きまって支給する給与 | 現金給与総額 | きまって支給する給与 |
| | % | % | % | % | % | % |
| 昭和22年平均 | 42.8 | 42.8 | 43.5 | 43.3 | 46.2 | 46.9 |
| 23年平均 | 42.7 | 42.6 | 43.3 | 43.1 | 46.4 | 46.6 |
| 24年平均 | 43.1 | 42.2 | 43.6 | 42.5 | 45.6 | 45.6 |
| 25年平均 | 42.8 | 41.4 | — | — | — | — |
| 26年平均 | 41.7 | 41.2 | — | — | — | — |
| 27年平均 | 40.6 | 41.3 | 42.6 | 42.5 | 42.0 | 43.0 |
| 28年平均 | 39.5 | 40.2 | 41.4 | 41.6 | 41.3 | 42.4 |
| 29年平均 | 40.1 | 41.0 | 42.2 | 42.7 | 41.1 | 42.3 |
| 30年平均 | 39.5 | 40.5 | 41.8 | 42.3 | 40.2 | 41.4 |
| 31年平均 | 38.2 | 39.3 | 40.4 | 41.0 | 39.1 | 40.5 |
| 32年平均 | 37.5 | 38.6 | 39.9 | 40.4 | 38.1 | 39.7 |

資料出所　労働省「毎月勤労統計」

（注）　1）常用労働者の25年は６、７、９月を除く９カ月の平均である。
2）25、26年は「管理、事務及び技術労働者」、「生産労働者」に区分された結果は得られない。
3）27、28年は「毎月勤労統計調査」（地方調査）による規模30人以上の全国計である。

製造業の規模別にも同様の傾向があって,とくに規模五〇〇人以上において著しい(第九九表参照)。

第99表 製造業男女別賃金格差

第99表　製造業男女別賃金格差（現金給与総額）（男子＝100）

| 年 | 500人以上 | 100人～499人 | 30人～99人 |
|---|---|---|---|
| | % | % | % |
| 昭和30年　平均 | 41.3 | 39.1 | 41.8 |
| 31年　平均 | 39.8 | 37.9 | 41.5 |
| 32年　平均 | 38.6 | 37.6 | 41.2 |

資料出所　労働省「毎月勤労統計」

このような平均給与額の格差は,労働時間の差違,学歴,年令,勤続年数等による労働者の構成の差違,仕事の・内容や地位の差違,さらに社会的慣習その他歴史的に形成された婦人労働に対する評価等によって生ずる。したがって平均賃金の格差は,必ずしも同種の労働に対する同一条件下における賃金の差を示すものではない。男女間の同種労働に対する賃金差を統計的に検証することは困難であるが,「職種別等賃金実態調査」によって高校卒満一八才ないし二〇才未満の事務職員について男女間の賃金(「きまって支給する給与」)をみると女子は男子の八四優であり,大規模になるほどこの差は縮まる。これに労働時別の差を勘案すればさらにこの比率が縮まるのであるが,しかし年令を加えるにつれて前記各種の要素による格差が増え,三五才以上になると差はかなり拡がる(第一〇〇表参照)。前記製造業労働者における男女別平均賃金の格差はこのような差が職種別,産業別等にも累積したものである。

## 第100表 規模および年令別の男女別賃金格差

第100表　規模および年令別の男女別賃金格差（産業計）（旧中・新高卒の事務職員）

| 年令および性 | | 企業規模 計 | 1000人以上 | 100人～499人 | 10人～29人 |
|---|---|---|---|---|---|
| | | 円 | 円 | 円 | 円 |
| 18才～19才 | 男 | 8,618 | 10,054 | 8,089 | 6,406 |
| | 女 | 7,266 | 8,910 | 6,877 | 5,215 |
| | 女/男 | 84.3% | 88.6% | 85.0% | 81.4% |
| | | 円 | 円 | 円 | 円 |
| 35才～39才 | 男 | 26,978 | 29,909 | 23,713 | 16,845 |
| | 女 | 14,699 | 19,208 | 13,910 | 9,157 |
| | 女/男 | 54.5% | 64.2% | 58.7% | 54.4% |

資料出所　労働省「職種別等賃金実態調査」（昭和32年4月）

(C)COPYRIGHT Ministry of Health , Labour and Welfare

# 第二部　各論
## 二　賃金
### (三)　賃金格差
#### (5)　常用,臨時日雇別賃金

労務者,職員別,職務の地位別の賃金格差が拡大してきたことと同様に,常用労働者と臨時,日雇労働者との間の賃金格差もまた拡大してきた。すなわち「毎月勤労統計」の調査産業総数による臨時,日雇労働者(注)の一日あたり給与額の常用労働者の一日あたりの「きまって支給する給与」に対する比率をみると,昭和三一年の五四・五%が三二年では五四・三%となった(第一〇一表参照)。これに常用労働者の「特別に支払われた給与」の増加を考慮すれば両者の格差はさらに大きくなったことになる。

第101表 常用労働者および臨時日雇労働者1日当り給与の推移

第101表　常用労働者および臨時日雇労働者１日当り給与の推移

| 年　月 | 調査産業総数(除建設業) | | | 製造業 | | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | 常用労働者 (A) | 臨時及び日雇労働者 (B) | B/A | 常用労働者 (C) | 臨時及び日雇労働者 (D) | D/C |
| | 円 | 円 | % | 円 | 円 | % |
| 昭和27年平均 | 527 | 325 | 61.7 | 500 | 318 | 63.6 |
| 28年平均 | 606 | 346 | 57.1 | 563 | 329 | 58.4 |
| 29年平均 | 650 | 367 | 56.5 | 602 | 344 | 57.1 |
| 30年平均 | 667 | 369 | 55.3 | 614 | 345 | 56.3 |
| 31年平均 | 697 | 380 | 54.5 | 644 | 359 | 55.7 |
| 32年平均 | 739 | 401 | 54.3 | 673 | 380 | 56.5 |
| 昭和31年1～3月 | 700 | 373 | 53.3 | 646 | 351 | 54.3 |
| 4～6月 | 693 | 379 | 54.7 | 637 | 359 | 56.4 |
| 7～9月 | 692 | 382 | 55.2 | 637 | 354 | 55.6 |
| 10～12月 | 709 | 388 | 54.7 | 656 | 371 | 56.6 |
| 昭和32年1～3月 | 751 | 382 | 50.9 | 689 | 361 | 52.4 |
| 4～6月 | 731 | 407 | 55.7 | 664 | 377 | 56.8 |
| 7～9月 | 727 | 407 | 56.0 | 664 | 382 | 57.5 |
| 10～12月 | 743 | 409 | 55.0 | 678 | 399 | 58.8 |

資料出所　労働省「毎月勤労統計」

（注）　常用労働者の１日当り給与は「きまって支給する給与」を平均出勤日数で除したもの。

(注)毎月勤労統計における「臨時及び日雇労働者」の定義については九七頁参照

*(C)COPYRIGHT Ministry of Health , Labour and Welfare*

# 第二部　各 論
## 二　賃 金
### (三) 賃金格差
#### (6) 年令別賃金

年令別の平均賃金は,四〇才ないし五〇才の階層までは年令とともに高くなっているが,その年令層を越えると停年後再雇用等のため平均賃金はむしろ減少する傾向にある。たとえば男子事務職員についてみると,一八才未満のものの平均賃金に対して四〇才ないし五〇才のものの平均賃金は五・一倍,六〇才以上のものの平均賃金は三・二倍となっている。

このような年令別賃金格差は,一股的には,戦後ほゞ一貫して拡大傾向を示してきたが,最近においては,その傾向はかなり鈍化するに至った。すなわち,終戦直後の実質賃金が極度に低い時期においては賃金の上下差が縮少し,年令別賃金差もかなり小さなものであったが,実質賃金の向上にともなって一般の賃金格差とともに年令別賃金格差も拡大傾向を示してきた。しかし,三一年から三二年にかけては,そのような傾向はほとんどみられなくなり,単に年令という要素だけによって賃金の上昇率に差を生じることはほとんどなくなったと考えられる。男子事務職員を例にとると,二九年四月から三一年四月にかけては,二五才未満のものの賃金上昇率が四%以下であるに対して,三五才以上のものの賃金上昇率は一〇%あるいはそれ以上となっているが,三一年四月から三二年四月にかけてはいずれの年令階層のものも五%前後であって,ほぼ同じような上昇率を示している。

このような傾向は女子事務職員,旋盤工,鋳物工等についても同じように看取される(第一〇二表参照)。

第102表 職種別にみた年令別の賃金上昇率

## 第102表 職種別にみた年令別の賃金上昇率

（産　業　計）

| 年令階級 | 事務職員（男） | | | | | 事務職員（女） | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 29年(A) | 31年(B) | 32年(C) | B/A | C/B | 29年(A) | 31年(B) | 32年(C) | B/A | C/B |
| | 円 | 円 | 円 | % | % | 円 | 円 | 円 | % | % |
| 計 | 17,893 | 19,777 | 20,804 | 110.5 | 105.2 | 9,089 | 10,050 | 10,535 | 110.6 | 104.8 |
| 18才未満 | 5,400 | 5,523 | 5,739 | 102.3 | 103.9 | 4,791 | 4,902 | 5,249 | 102.3 | 107.1 |
| 18才以上20才未満 | 7,832 | 7,996 | 8,501 | 102.1 | 106.3 | 6,566 | 6,735 | 7,159 | 102.6 | 106.3 |
| 20 ～ 25 | 11,235 | 11,611 | 12,240 | 103.3 | 105.4 | 8,809 | 9,037 | 9,366 | 102.6 | 103.6 |
| 25 ～ 30 | 15,793 | 16,724 | 17,755 | 105.9 | 106.2 | 11,017 | 12,230 | 12,981 | 111.0 | 106.1 |
| 30 ～ 35 | 20,847 | 22,129 | 23,084 | 106.1 | 104.3 | 11,980 | 13,273 | 14,532 | 110.8 | 109.5 |
| 35 ～ 40 | 23,258 | 25,598 | 27,313 | 110.1 | 106.7 | 12,437 | 14,326 | 14,726 | 115.2 | 102.8 |
| 40 ～ 50 | 25,257 | 27,598 | 29,109 | 109.3 | 105.5 | 13,777 | 15,168 | 15,831 | 110.1 | 104.4 |
| 50 ～ 60 | 22,403 | 26,221 | 27,427 | 117.0 | 104.6 | 13,164 | 14,642 | 15,193 | 110.5 | 103.8 |
| 60才以上 | 14,719 | 17,162 | 18,154 | 116.6 | 105.8 | 9,747 | 12,192 | 12,505 | 125.1 | 102.6 |

（製　造　業）

| 年令階級 | 旋盤工（男） | | | | | 鋳物工（男） | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 29年(A) | 31年(B) | 32年(C) | B/A | C/B | 29年(A) | 31年(B) | 32年(C) | B/A | C/B |
| | 円 | 円 | 円 | % | % | 円 | 円 | 円 | % | % |
| 計 | 15,486 | 17,315 | 18,914 | 111.8 | 109.2 | 16,201 | 18,375 | 20,192 | 113.4 | 109.9 |
| 18才未満 | 5,637 | 5,913 | 6,356 | 104.9 | 107.5 | 5,809 | 6,011 | 6,361 | 103.5 | 105.8 |
| 18才以上20才未満 | 7,963 | 8,248 | 9,622 | 103.6 | 116.7 | 9,076 | 9,574 | 11,208 | 105.5 | 117.1 |
| 20 ～ 25 | 11,849 | 12,120 | 13,093 | 102.3 | 108.0 | 12,880 | 13,363 | 15,017 | 103.8 | 112.4 |
| 25 ～ 30 | 16,150 | 17,047 | 18,901 | 105.6 | 110.9 | 16,257 | 17,858 | 19,470 | 109.8 | 109.0 |
| 30 ～ 35 | 19,070 | 20,576 | 22,800 | 107.9 | 110.8 | 18,950 | 20,780 | 23,262 | 109.7 | 111.9 |
| 35 ～ 40 | 21,274 | 23,436 | 25,974 | 110.2 | 110.8 | 20,549 | 23,007 | 25,818 | 112.0 | 112.2 |
| 40 ～ 50 | 22,194 | 24,368 | 27,604 | 109.8 | 113.3 | 21,573 | 25,019 | 27,555 | 116.0 | 110.1 |
| 50 ～ 60 | 19,415 | 21,336 | 23,953 | 109.9 | 112.3 | 19,881 | 22,687 | 24,837 | 114.1 | 109.5 |
| 60才以上 | 15,423 | 17,345 | 17,386 | 112.5 | 100.2 | 13,744 | 14,636 | 17,758 | 106.5 | 121.3 |

資料出所　労働省「職種別等賃金実態調査」（各年４月）

（注）　「きまって支給する給与」による。

(C)COPYRIGHT Ministry of Health , Labour and Welfare

# 第二部　各 論
## 二　賃 金
### (四)　中小零細事業所の賃金
#### (1)　中小零細企業の賃金の特徴

中小零細企業の賃金は,一般にその額,決定方法,支払形態において大企業より劣っているばかりでなく,その労働条件,労働環境および労務管理方式も劣っており,わが国労働経済の大きな特徴となっている。ここには最近の統計資料によって,中小企業の低賃金の実状を示すこととする。

(注)通常いわれる低賃金という言葉には,(i)単に平均としての低い賃金をいう場合,(ii)労働者の職務内容,技能熟練度,性,年令等を勘案して一般賃金よりも低い賃金をいう場合,(iii)労働時間,労働強度および福利施設等を含む労働条件全体を考慮に入れて実質的に低い賃金をいう場合,(vi)その他低い賃金コストをいう場合がある。

第一の特徴は,中小企業は平均賃金において大企業よりも低いことである。昭和三二年七月に行われた「毎月勤労統計特別調査」(規模一～四人事業所)の結果を含めて同月の「きまって支給する給与」を比較すると,調査産業総数で規模五〇〇人以上の給与二〇,六一〇円に対して,規模五～二九人は一一,一七三円で五四%,さらに規模一～四人は七,二二〇円で三五%(通勤のみをとっても八,九三〇円で四三%)にすぎない。このような傾向はどの産業にもあられており,とくに中小企業の多い卸売及び小売業では,零細規模の賃金が低い(七二頁第三七表)。

第二の特徴は,このような全体としての中小零細企業の低い平均賃金が,平均のみならず同一職種の同一年令または同一勤続年数の労働者と比較しても支配的なことである。まず同一職種について企業規模別の平均給与を昭和五二年四月分で示すと,旧制中学,新制高校卒の事務職員(男)の賃金は,規模一,〇〇〇人以上に対し～一〇二九人では六一優,また製造業の鋳物工,旋盤工,プレス工は同じく六一～七二優程度である(第一〇三表参照)。このように職種は同一であっても企業の規模により賃金には大きな差があることは,ほとんどすべての職種に共通している。これはわが国賃金の大きな特色である。

第103表 職種別にみた賃金の規模別比較

第103表　職種別にみた賃金の規模別比較（昭和32年４月）

| 産業および職種 | | 企業規模 1000人以上 | | 企業規模 10人～29人 | |
|---|---|---|---|---|---|
| | | 円 | | 円 | |
| 産業計 | 旧中学・新高卒 | | | | |
| | 事務職員(男) | 21,983 | (100.0) | 13,446 | (61.2) |
| | 技術職員(男) | 23,584 | (100.0) | 13,864 | (58.8) |
| | 事務職員(女) | 12,915 | (100.0) | 7,243 | (56.0) |
| | 旧大・新大卒 | | | | |
| | 事務職員(男) | 24,843 | (100.0) | 16,680 | (67.5) |
| | 技術職員(男) | 25,153 | (100.0) | 18,861 | (75.0) |
| | 事務職員(女) | 12,725 | (100.0) | 9,787 | (76.9) |
| 製造業 | 鋳物工(男) | 23,862 | (100.0) | 17,102 | (71.7) |
| | 旋盤工(男) | 24,369 | (100.0) | 15,461 | (63.4) |
| | プレス工(男) | 21,471 | (100.0) | 13,016 | (60.6) |

資料出所　労働省「職種別等賃金実態調査」
（注）「きまって支給する給与」による。

右の職種別平均給与の差は,小企業の方が労働者の年令が若いとか,勤続や経験の年数が少ないということからのみ生じたものでなく,それぞれ同じ年令,勤続または経験年数のものでも大きな格差がある。たとえば事務職員(男)を学歴別に等質化して各年令階級別に比較すると,旧中,新高卒の場合,二九人以下の小企業は,一,〇〇〇人以上の企業の平均給与に対して全体で六一%であるが,初任給層の二〇才未満でも六四%,三五才以上の者は六割にも満たない。これは大学出身者においても傾向としては同様であって,年令が高まるほどその金額の差は著しく,三五才以上四〇才未満を例にとると,大企業は平均三万九千円で,二九人以下の小企業では二万三千円である(第一〇四表参照)。技能的職種ではこれほどの大差はないが,しかし鋳物工,旋盤工,プレス工で例示すると,一八才以上二〇才未満では大企業に対し小企業は八九～一〇四優程度で差がないのが,三五才以上四〇才未満では六七～七六%の範囲に低下し,年令が高まるにつれて賃金額の差が大きくなる。大企業の技能工は四〇才以上はほとんど三万円を超えるのに小企業では二万円が精々である。この傾向は零細企業についても同様であって,昭和三二年七月の「毎月勤労統計特別調査」による事業所規模一～四人の零細規模での年令別賃金額を指数化して,一,〇〇〇人以上,一〇～二九人の規模(昭和二九年四月)のそれと比較すると,三〇才を転機として小規模,零細規模では賃金増が急激に鈍化する(第二六図参照)。また金額としても零細企業においては賃金は低く,通勤男子の四〇才台の賃金でさえ現金給与では一万五千円に満たない(第一〇五表参照)。

この傾向は勤続年数別や職種経験年数別にみても全く同様であって,永年仕事に従事しても賃金上昇は大企業に比較して低い(第一〇六表参照)。

第104表 年令別にみた事務職員(男)の賃金の規模別比較

第104表　年令別にみた事務職員(男)の賃金の規模別比較

(昭和32年4月　産業計)

| 学歴および年令階級 | | きまって支給する給与 | | 格差 | |
|---|---|---|---|---|---|
| | | 1,000人以上 | 10人～29人 | 1,000人以上 | 10人～29人 |
| | | 円 | 円 | | |
| | 計 | 21,983 | 13,446 | 100.0 — | 61.2 — |
| | 18才以上20才未満 | 10,054 | 6,406 | 100.0 (100.0) | 63.7 (100.0) |
| 旧 | 20 ～ 25 | 13,182 | 8,918 | 100.0 (131.1) | 67.7 (139.2) |
| 中 | 25 ～ 30 | 18,161 | 13,027 | 100.0 (180.6) | 71.7 (203.4) |
| ・ | 30 ～ 35 | 24,385 | 15,996 | 100.0 (242.5) | 65.6 (249.7) |
| 新 | 35 ～ 40 | 29,909 | 16,845 | 100.0 (297.5) | 56.3 (263.0) |
| 高 | 40 ～ 50 | 34,317 | 18,648 | 100.0 (341.3) | 54.3 (291.1) |
| 卒 | 50 ～ 60 | 37,358 | 15,434 | 100.0 (371.6) | 41.3 (240.9) |
| | 60才以上 | 21,396 | 17,398 | 100.0 (212.8) | 81.3 (271.6) |
| | 計 | 24,843 | 16,680 | 100.0 — | 67.1 — |
| 旧 | 20才以上25才未満 | 14,895 | 10,909 | 100.0 (100.0) | 73.2 (100.0) |
| 大 | 25 ～ 30 | 20,108 | 15,628 | 100.0 (135.0) | 77.7 (143.3) |
| ・ | 30 ～ 35 | 28,969 | 20,777 | 100.0 (194.5) | 71.7 (190.5) |
| 新 | 35 ～ 40 | 38,636 | 22,934 | 100.0 (259.4) | 59.4 (210.2) |
| 大 | 40 ～ 50 | 43,355 | 23,586 | 100.0 (291.1) | 54.4 (216.2) |
| 卒 | 50 ～ 60 | 43,950 | 16,581 | 100.0 (295.1) | 37.7 (152.0) |
| | 60才以上 | 28,419 | 14,957 | 100.0 (190.8) | 52.6 (137.1) |

資料出所　労働省「職種別等賃金実態調査」

(注)　「きまって支給する給与」による。

第26図 年令階級別にみた男子労働者の「きまって支給する給与」の規模別比較

第26図　年令階級別にみた男子労働者の「きまって支給する給与」の規模別比較
（満18才以上20才未満の賃金＝100）

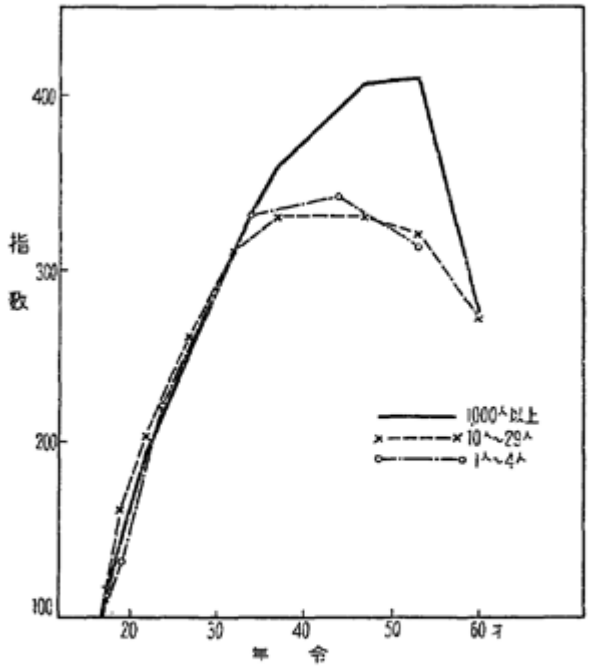


資料出所　労働省「個人別賃金調査」（昭和29年4月）{1,000人以上 / 10～29人}
労働省「毎月勤労統計特別調査」（昭和32年7月）〔1～4人〕
（産業計）

## 第105表 事業所規模1人～4人の年令別賃金

第105表　事業所規模1人～4人の年令別賃金（産業計）

| 性 | | 年令階級 | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | 合計 | 18才未満 | 18才以上20才未満 | 20才以上30才未満 | 30才以上40才未満 | 40才以上50才未満 | 50才以上 |
| | | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 |
| 男子 | 計 | 8,546 | 2,983 | 4,121 | 7,805 | 13,738 | 14,540 | 13,069 |
| | 通勤 | 10,817 | 4,144 | 5,687 | 9,402 | 13,913 | 14,500 | 13,003 |
| | 住込 | 5,616 | 2,484 | 3,390 | 6,031 | 12,828 | 14,710 | 13,342 |
| 女子 | 計 | 4,427 | 2,650 | 3,464 | 4,632 | 5,154 | 5,948 | 5,458 |
| | 通勤 | 5,378 | 3,776 | 4,472 | 5,770 | 5,673 | 5,677 | 5,221 |
| | 住込 | 3,659 | 2,190 | 2,880 | 3,732 | 4,546 | 6,390 | 5,782 |

資料出所　労働省「毎月勤労統計特別調査」（昭和32年7月）
（注）「きまって支給する現金給与」である。

## 第106表 勤続年数別にみた事務職員(男)の賃金の規模比較

第106表　勤続年数別にみた事務職員(男)の賃金の規模別比較
(昭和32年4月産業計)

| 学歴および勤続年数階級 | | きまって支給する給与 | | 格差 | |
|---|---|---|---|---|---|
| | | 1,000人以上 | 10人～29人 | 1,000人以上 | 10人～29人 |
| | | 円 | 円 | | |
| 旧中・新高卒 | 計 | 21,983 | 13,446 | 100.0 — | 61.2 — |
| | 6カ月未満 | 9,449 | 8,917 | 100.0 (100.0) | 94.4 (100.0) |
| | 6カ月以上1年未満 | 10,778 | 9,649 | 100.0 (114.1) | 89.5 (108.2) |
| | 1年～ 2 | 11,706 | 9,960 | 100.0 (123.9) | 85.1 (111.7) |
| | 2 ～ 3 | 12,845 | 11,734 | 100.0 (135.9) | 91.4 (131.6) |
| | 3 ～ 5 | 14,170 | 12,724 | 100.0 (150.0) | 89.8 (142.7) |
| | 5 ～ 10 | 18,901 | 16,225 | 100.0 (200.0) | 85.8 (182.0) |
| | 10 ～ 15 | 24,566 | 17,721 | 100.0 (260.0) | 72.1 (198.7) |
| | 15 ～ 20 | 31,476 | 15,955 | 100.0 (333.1) | 50.7 (178.9) |
| | 20年以上 | 40,609 | 22,920 | 100.0 (429.8) | 56.4 (257.0) |
| 旧大・新大卒 | 計 | 24,843 | 16,680 | 100.0 — | 67.1 — |
| | 6カ月未満 | 13,059 | 12,258 | 100.0 (100.0) | 93.9 (100.0) |
| | 6カ月以上1年未満 | 17,035 | 12,984 | 100.0 (130.4) | 76.2 (105.9) |
| | 1年～ 2 | 16,738 | 13,502 | 100.0 (128.2) | 80.7 (110.1) |
| | 2 ～ 3 | 17,467 | 15,172 | 100.0 (133.8) | 86.9 (123.8) |
| | 3 ～ 5 | 20,339 | 17,494 | 100.0 (155.7) | 86.0 (142.7) |
| | 5 ～ 10 | 27,840 | 22,868 | 100.0 (213.2) | 82.1 (186.6) |
| | 10 ～ 15 | 36,716 | 22,920 | 100.0 (281.2) | 62.4 (187.0) |
| | 15 ～ 20 | 44,800 | 34,860 | 100.0 (343.1) | 77.8 (284.4) |
| | 20年以上 | 49,473 | 33,785 | 100.0 (378.8) | 68.3 (275.6) |

資料出所　労働省「職種別等賃金実態調査」
(注)　「きまって支給する給与」による。

第三に,このような賃金はその分布において,零細企業になるほど内1部の格差は小さく,低賃金に密集していることである。昭和三二年四月における男子一般職員(事務職員と技術職員の計で管理職員を除く)で例示すると,企業の規模一,〇〇〇人以上では一六,二七七円から三〇,五五九円の範囲に全員の半数がいるのに対し,一〇～二九人の規模ではこれが九,五〇〇円～一七,七五五円の範囲である。また大企業で賃金が少ない方から四分の一番目の者は,小企業で高い方から四分の一にある者とほぼ同様の給与額である(第二七図参照)。さらに一～四人の規模になると,その低賃金での密集は著しく,昭和三二年七月に二〇日以上出勤した労働者のみについてみでも,男子労働者八三万人のうち三八舛にあたる三二万人が時間外手当を含めて月額六千円未満であり,女子労働者にいたっては五九万人中二八万人(四六%)が四千円未満である。男女計で月額一万円以上の労働者は,一四三万人のうちわずか二二%にすぎない(第二八図,第一〇七表参照)。

第27図 大企業,小企業の事務職員および技術職員合計(男子)の賃金階級別分布

第27図　大企業、小企業の事務職員および技術職員合計(男子)の賃金階級別分布

〔昭和32年４月職種別等賃金実態調査〕

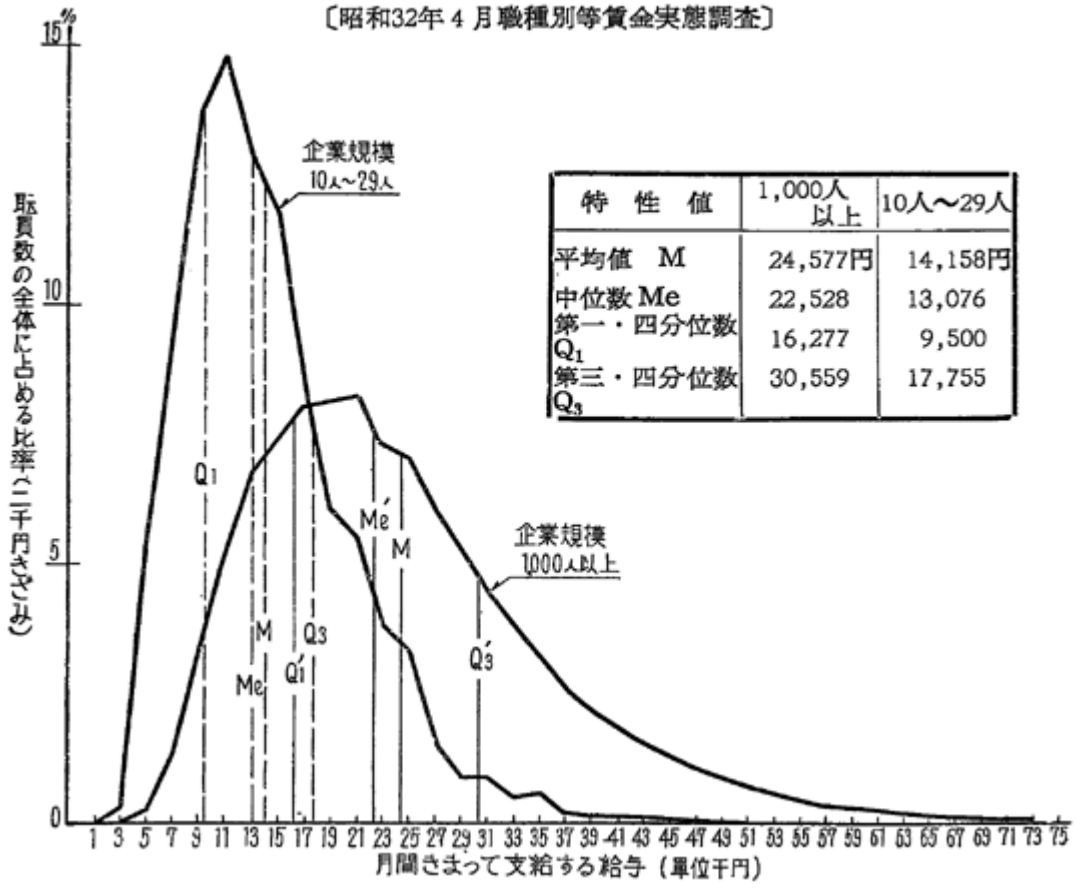


| 特性値 | 1,000人以上 | 10人～29人 |
|---|---|---|
| 平均値　M | 24,577円 | 14,158円 |
| 中位数 Me | 22,528 | 13,076 |
| 第一・四分位数 $Q_1$ | 16,277 | 9,500 |
| 第三・四分位数 $Q_3$ | 30,559 | 17,755 |

第28図 男女別「きまって支給する現金給与」労働者累積度数分布

第28図　男女別「きまって支給する現金給与」労働者累積度数分布（出勤日数20日以上）（産業計１人～４人）
〔昭和32年７月〕

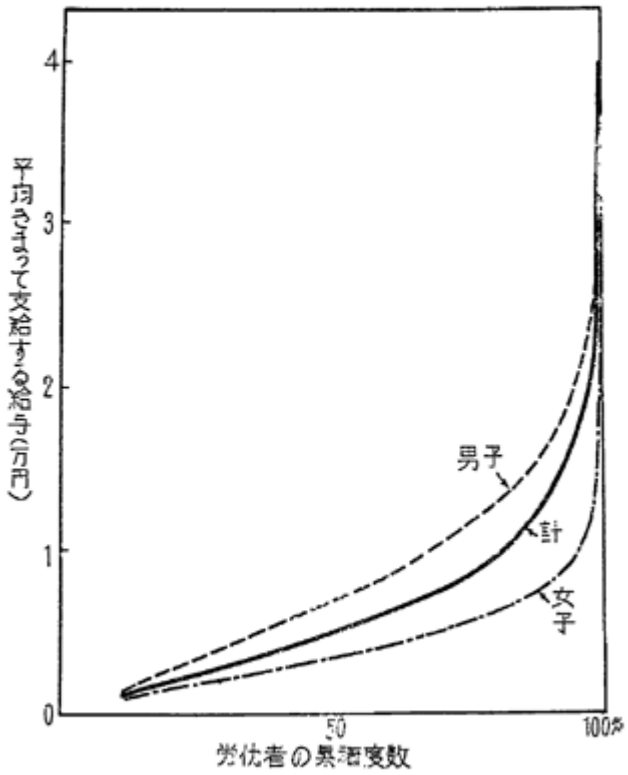


資料出所　労働省「毎月勤労統計特別調査」

第107表 男女・出勤日数階級および「きまって支給する現金給与」階級別労働者分布

第107表　男女・出勤日数階級および「きまって支給する現金給与」階級別労働者分布（1人～4人）

（産　業　計）　　（昭和32年7月）

| きまって支給する現金給与階級 | 計 | | | 男子 | | | 女子 | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 計 | 20日未満 | 20日以上 | 計 | 20日未満 | 20日以上 | 計 | 20日未満 | 20日以上 |
| | 千人 (1,504) | 千人 (75) | 千人 (1,429) | 千人 (877) | 千人 (43) | 千人 (835) | 千人 (627) | 千人 (32) | 千人 (594) |
| 合　計 | 100.0 | 100.0 | 100.0 | 100.0 | 100.0 | 100.0 | 100.0 | 100.0 | 100.0 |
| 2,000円　未　満 | 10.8 | 24.3 | 10.1 | 8.8 | 17.9 | 8.4 | 13.6 | 32.8 | 12.5 |
| 2,000円以上4,000円未満 | 23.1 | 32.2 | 22.7 | 15.1 | 24.4 | 14.6 | 34.4 | 42.4 | 33.9 |
| 4,000～ 6,000 | 20.1 | 18.8 | 20.2 | 15.5 | 23.0 | 15.1 | 26.7 | 13.2 | 27.4 |
| 6,000～ 8,000 | 15.2 | 10.7 | 15.4 | 15.1 | 13.1 | 15.2 | 15.2 | 7.5 | 15.7 |
| 8,000～10,000 | 9.0 | 6.5 | 9.1 | 11.5 | 9.2 | 11.6 | 5.6 | 3.0 | 5.7 |
| 10,000～12,000 | 6.4 | 3.0 | 6.5 | 9.3 | 4.6 | 9.5 | 2.3 | 0.9 | 2.4 |
| 12,000～14,000 | 4.4 | 1.7 | 4.6 | 7.0 | 2.9 | 7.2 | 0.8 | 3.0 | 0.8 |
| 14,000～16,000 | 4.0 | 1.3 | 4.1 | 6.2 | 2.3 | 6.4 | 0.8 | — | 0.8 |
| 16,000～18,000 | 1.7 | 0.4 | 1.8 | 2.8 | 0.6 | 2.9 | 0.1 | — | 0.2 |
| 18,000～20,000 | 1.3 | 0.5 | 1.3 | 2.1 | 0.9 | 2.2 | 0.1 | — | 0.1 |
| 20,000～22,000 | 1.5 | 0.3 | 1.6 | 2.6 | 0.6 | 2.7 | 0.1 | — | 0.2 |
| 22,000～24,000 | 0.6 | 0.2 | 0.6 | 1.0 | 0.4 | 1.1 | 0.0 | — | 0.1 |
| 24,000～26,000 | 0.7 | 0.0 | 0.7 | 1.0 | 0.1 | 1.1 | 0.1 | — | 0.1 |
| 26,000～28,000 | 0.2 | 0.0 | 0.2 | 0.4 | 0.0 | 0.4 | 0.0 | — | 0.0 |
| 28,000～30,000 | 0.2 | — | 0.2 | 0.3 | — | 0.3 | 0.0 | — | 0.0 |
| 30,000～35,000 | 0.4 | 0.0 | 0.4 | 0.6 | 0.1 | 0.7 | 0.0 | — | 0.0 |
| 35,000～40,000 | 0.2 | — | 0.2 | 0.3 | — | 0.4 | 0.0 | — | 0.0 |
| 40,000～45,000 | 0.1 | 0.0 | 0.1 | 0.1 | 0.0 | 0.1 | 0.0 | — | 0.0 |
| 45,000～50,000 | 0.1 | 0.0 | 0.1 | 0.1 | 0.0 | 0.1 | — | — | — |
| 50,000円以上 | 0.1 | — | 0.1 | 0.1 | — | 0.1 | 0.0 | — | 0.0 |

資料出所　労働省「毎月勤労統計特別調査」

第四の特徴は,このような「きまって支給する給与」の少ないことに加えて,「特別に支払われた給与」が著しく少ないことである。昭和三二年一二月における「特別に支払われた給与」は調査産業総数の事業所の規模三〇人以上の合計で二二,六〇三円(五〇〇人以上は二八,二八二円)であるのに,五～二九人では八,六五四円,一～四人では昭和三二年七月までの一ヵ年で六,七五二円である。これはまた退職金その他の給付においても格差の大きいことを示唆している。

第五に,これらの低い賃金に加えて労働日数及び労働時間が長いことである。

職種別にもこの傾向は明らかで,月間労働日数は職員層でも一日長く,月間労働時間も同様に長い。さらに

七月における「毎月勤労統計」で示すと,調査産業総数の規模五〇〇人以上は二四,一日,一九九時間であるのに対して,規模五～二九人では二五,九日,二一六時間,規模一～四人では二六,五日(時間は不詳)となっている。なお労働日数,労働時間以外の各種労働条件が相対的に低いことは諸種の点から推測しうるところである。

これらの中小企業の低賃金は,経営と労働との両面から生じている。融資,販売,購買等の点における弱い経営の基盤と企業間の過度の競争から,低い生産性を低賃金で調整しようとする経営の面と,これに見合う質的差違のある労働力があって,低賃金をもってもその供給が可能であるという労働の面とが結合して生じたものである。したがって中小企業の低賃金を生産性の低いことと,組合組織率の低いことにのみ帰することはできず,労働力供給自体の中にもその有力な原因が潜んでいるのである。

---

---

*(C)COPYRIGHT Ministry of Health , Labour and Welfare*

# 第二部　各 論
## 二　賃 金
### (四)　中小零細事業所の賃金
#### (2)　業者間協定による最低賃金

高賃金の大企業労働者と低賃金の中小零細企業労働者とが並存しているということが,わが国において最低賃金制の実施を阻んできた主たる原因の一つである。労働者数二九人以下の事業所が全事業所の九八%,その従業者は全従業者の六一%(昭和二九年事業所統計調査)を占めるわが国では,最低賃金制の実施はその影響するところが極めて大きいので,その実施の方法等については慎重な配慮が必要である。

労働大臣の諮問機関として設置されていた労働問題懇談会は,昭和三二年二月に(1)政府は法律による最低賃金を速やかに実施する努力を払う必要があること,(2)他方最低賃金を受入れることのできるような社会的経済的基盤を育成するため,業者間協定による最低賃金方式を採用することが適切な方策であること,(3)政府は速やかに中央賃金審議会を再開して法制による最低賃金が円滑に実施されるよう準備すること,という趣旨の意見書を提出した。これに先立って労働省では給与審議至を設けて最低賃金制度等に関する研究調査を行っていたが,この意見書にもとづき四月次官通達を発して業者間協定による最低賃金の導入,実施につき啓蒙宣伝と援助を行うこととなった。また七月には中央賃金審議会が再開され,一二月には最低賃金制に関する答申が提出された。

右のような経過のもとにあって,新たに締結された最低賃金に関する業者間協定の数は,昭和三三年三月末までに都道府県労働基準局の援助によるもののみで二八に及び,このほかに協定の気運にあるものも相当数に達している。さらに都道府県労働基準局の援助によらないで締結されたものもかなりの数にのぼっている。

業者間協定の締結された業種は繊維産業もっとも多く,そのほか食料製造業,金属製品製造業,機械製造業等の中小零細企業で構成された業種にも協定の締結がみられる。

協定を締結した結果,協定賃金額以下で使用されていた労働者の賃金はおおむね一〇%ないし二〇%程度上昇するとともに,良質労働力の確保が容易になったのみでなく,一般にコストの上昇は少なく,しかも過当競争の防止,技術の改善,買叩きの防止,輸出への好影響等中小企業の経営基盤強化に役立つことが期待されている。また繊維産業等現在不況にある産業において本業者間協定の締結が進みつつある実情である。

今後最低賃金に関する業者間協定の意義が漸次認識されるとともにその締結は益々進展するものと思われる(第一〇八表参照)。

第108表 業者間協定による最低賃金業種事例

第108表　業者間協定による最低賃金業種事例（昭和32年中実施）

| 県 | 産業（協定団体） | 事業所数 | 労働者数（協定対象） | 内容 | 影響率 A | 影響率 B | 影響率 C | 実施時期 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | | % | % | % | |
| 福井 | 眼鏡枠製造業（福井県全眼鏡工業会） | 321 | 1,000 (1,000) | 150円（日額）（1日8時間） | 7.3 | 7.3 | 10.3 | 8月 |
| 鳥取 | 塩干魚製造業（境港水産加工組合） | 34 | 421 (353) | 女子労務者(時給) 24円 26円……2年以上 | 81.4 | 100.0 | 4.4 | 10月 |
| 和歌山 | 鉄工業（新宮鉄工業協同組合） | 11 | 126 (116) | 180円(日額) ……3年以上300円 | 31.7 | 34.5 | 21.5 | 10月 |
| 神奈川 | 手捺染業（神奈川手捺染労務対策協議会） | 107 | 2,641 (2,086) | 手捺染工15才 1年未満 210円 …… 18才以上3年以上255円(1日実働8時間) | 21.7 | 31.4 | 14.3 | 11月 |
| 山口 | 土管製造業（末田土管協同組合） | 11 | 191 (152) | 陶工15才 1年未満 180円（日額）‥18才以上3年以上230円 | 23.5 | 29.5 | 9.8 | 12月 |
| 群馬 | 絹人絹織物製造業（桐生織物協同組合、桐生内地織物協同組合） | 713 | 9,135 (5,076) | 織布工最低日額165円(1日8時間) | 8.9 | 16.2 | 29.4 | 12月 |
| 山口 | 水産練製品製造業（長門市蒲鉾水産加工業協同組合） | 19 | 221 (210) | 工員20円（時給） | 9.9 | 10.4 | 17.9 | 12月 |
| 岐阜 | 寒天製造業（恵那地方寒天水産加工協同組合） | 115 | 849 (849) | 頭梁510円釜脇450円上人400円中人350円下人310円晒人夫280円 | 81.5 | 81.5 | 9.3 | 12月 |

資料出所　労働省労働基準局「業者間協定による最低賃金締結概況」

（注）1）ここには昭和32年4月労働次官通達による援助業務によって締結をみた協定のみを掲げた。したがってこのほかに援助業務によらない最低賃金がある。

2）このほか昭和33年1～3月の間に援助業務により20業種で締結されている。

3）影響率Aは（協定対象労働者にして協定賃金以下の労働者数）÷（全労働者数）

Bは(協定対象労働者にして協定賃金以下の労働者数)÷（協定対象労働者数）

Cは協定賃金以下の労働者の賃金増加率

(C)COPYRIGHT Ministry of Health , Labour and Welfare

# 第二部　各 論
## 二　賃 金
### (五) 賃金制度
#### (1) 給与構成
##### (イ) 一般的動向

賃金制度を,主として,給与の構成割合の面から観察した「給与構成調査」によってその変動をみると,昭和二六,七年以来の基本給比率の増加,生活補助給比率および奨励給比率の減少という一般的傾向は依然として本年においてもみとめられる。また,それら給与の絶対額についてみても,基本給は毎年増加,生活補助給および奨励給は頭打ちないし減少の傾向を示しているから,賃金水準の年々の上昇は主として基本給の増加によってもたらされたといえる。

これを産業別にみると,製造業,卸売及び小売業においては前述の一般的傾向と同じ傾向を示しているのに対して,鉱業,金融及び保険業,運輸通信及びその他の公益事業においては,生活補助給比率の減少傾向は同じであるが,奨励給比率は増加,基本給比率は保合ないし微減の傾向を示している。

以下製造業についてやゝ詳しくみてみよう(第一〇九表および第一一〇表参照)。

*(C)COPYRIGHT Ministry of Health , Labour and Welfare*

# 第二部　各 論
## 二　賃 金
### (五) 賃金制度
#### (1) 給与構成
##### (ロ) 基本給

定期給与(基本給,生活補助給および奨励給の合計であって,超過労働給等を除いたもの)中に占める基本給の割合は大規模事業所ほど小さい。しかし,こゝ数年来大規模事業所の基本給比率の増加が著しいので,規模別の同比率の差は縮少している。

基本給を構成する各給与種類別の支給事業所割合の変化をみると,,年令給,学歴給,勤続給等の労働者の単一属性にもとづく給与や職務給,能力給等の評定にもとづく給与を採用する事業所は減少し,綜合決定給や役付給,特殊作業給を採用する事業所は増加していて,基本給全体の簡素化がひきつゞき行われていることがうかがわれる。

*(C)COPYRIGHT Ministry of Health , Labour and Welfare*

# 第二部　各 論
## 二　賃 金
### (五) 賃金制度
#### (1) 給与構成
##### (ハ) 奨励給

奨励給を精皆勤給と能率給に分けてみると,大規模事業所では能率給の比重が非常に大きいのに対して,小規模事業所では精皆勤給がかなりの部分を占めていて能率給の比重はそれほど大きくない。このような規模別の差違は従来拡大する傾向を示してきた。

また,精皆勤給と能率給の支給事業所割合の変化をみると,能率給を採用する事業所が減少しているのに対して精皆勤給を採用する事業所は増加している。

*(C)COPYRIGHT Ministry of Health , Labour and Welfare*

# 第二部　各 論
## 二　賃 金
### (五) 賃金制度
#### (1) 給与構成
##### (二) 生活補助給

生活補助給の基幹をなす家族給,地域給の減少傾向は各規模とも同様にみられるところであるが,とくに大規模事業所における地域給の減少は顕著であり,地域給の切下げないし整理がかなり行われているものと考えられる。

また,生活補助給を構成する主な給与の支給事業所割合の変化をみると,住宅給,地域給,税,保険料負担給を採用する事業所は減少,家族給,通勤給を採用する事業所は保合ないし増加している。

第109表 給与構成の推移

第109表　給与構成の推移（製造業）　　（単位%、括弧内単位円）

| 規模および年月 | 計 1) | 基本給 | 奨励給 | | | 生活補助給 | | | 超過勤務給 | その他 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | 計 | 精皆勤給 | 能率給 | 計 2) | 家族給 | 地域給 | | |
| 規模計 | | | | | | | | | | |
| 28年 9月 | 100.0(11,925) | 74.7 | 17.2 | 1.8 | 15.4 | 8.1 | 5.3 | 1.0 | 14.3 | 1.6 |
| 29年 9月 | 100.0(12,454) | 76.9 | 15.3 | 1.5 | 13.8 | 7.8 | 5.2 | 1.2 | 11.6 | 1.7 |
| 30年 9月 | 100.0(12,666) | 79.4 | 13.5 | 1.5 | 12.0 | 7.1 | 4.8 | 0.9 | 13.6 | 1.6 |
| 31年 9月 | 100.0(13,477) | 79.6 | 13.3 | 1.6 | 11.7 | 7.1 | 4.4 | 0.8 | 16.1 | 1.4 |
| 32年 9月 | 100.0(13,903) | 81.7 | 11.8 | 1.4 | 10.4 | 6.5 | 4.1 | 0.6 | 15.5 | 1.3 |
| 規模500人以上 | | | | | | | | | | |
| 28年 9月 | 100.0(13,822) | 70.5 | 20.2 | 1.3 | 18.9 | 9.3 | 6.5 | 1.5 | 15.5 | 2.0 |
| 29年 9月 | 100.0(14,536) | 72.9 | 17.6 | 0.9 | 16.6 | 9.5 | 6.6 | 1.4 | 14.7 | 2.2 |
| 30年 9月 | 100.0(15,241) | 76.2 | 15.0 | 0.8 | 14.2 | 8.8 | 6.5 | 1.0 | 15.6 | 2.1 |
| 31年 9月 | 100.0(16,239) | 77.1 | 14.2 | 0.8 | 13.4 | 8.7 | 6.0 | 0.8 | 19.1 | 1.9 |
| 32年 9月 | 100.0(16,868) | 78.9 | 13.1 | 0.6 | 12.5 | 8.0 | 5.5 | 0.6 | 18.2 | 1.7 |
| 規模100人～499人 | | | | | | | | | | |
| 28年 9月 | 100.0(11,385) | 77.2 | 14.9 | 2.1 | 12.8 | 7.9 | 5.0 | 0.8 | 14.2 | 1.3 |
| 29年 9月 | 100.0(11,705) | 80.0 | 12.7 | 1.7 | 11.0 | 7.3 | 4.5 | 1.4 | 10.9 | 1.5 |
| 30年 9月 | 100.0(11,779) | 81.1 | 12.4 | 1.8 | 10.6 | 6.5 | 4.0 | 1.0 | 12.6 | 1.3 |
| 31年 9月 | 100.0(12,522) | 80.5 | 12.8 | 2.1 | 10.7 | 6.7 | 3.7 | 1.1 | 14.2 | 1.1 |
| 32年 9月 | 100.0(12,674) | 83.1 | 10.9 | 1.9 | 9.0 | 6.0 | 3.4 | 0.9 | 14.0 | 1.0 |
| 規模30人～99人 | | | | | | | | | | |
| 28年 9月 | 100.0( 9,263) | 81.6 | 13.4 | 2.7 | 10.7 | 5.0 | 2.7 | 0.4 | 11.3 | 0.9 |
| 29年 9月 | 100.0( 9,723) | 82.5 | 13.3 | 2.5 | 10.8 | 4.2 | 2.6 | 0.3 | 9.7 | 0.9 |
| 30年 9月 | 100.0(10,042) | 84.1 | 11.7 | 2.5 | 9.2 | 4.2 | 2.4 | 0.4 | 10.8 | 0.8 |
| 31年 9月 | 100.0(10,700) | 84.1 | 11.8 | 2.5 | 9.3 | 4.1 | 2.2 | 0.5 | 12.6 | 0.7 |
| 32年 9月 | 100.0(11,093) | 85.9 | 10.4 | 2.5 | 7.9 | 3.7 | 2.0 | 0.2 | 11.8 | 0.7 |

資料出所　労働省「給与構成調査」

（注）1）基本給、奨励給、生活補助給の計である。

2）その他の生活補助給も含む。

3）%は基本給、奨励給、生活補助給の計を100としたものである。

(C)COPYRIGHT Ministry of Health , Labour and Welfare

# 第二部　各論
## 二　賃金
### (五) 賃金制度
#### (2) 臨時給与
##### (イ) 一般的動向

最近の賃金動向の著しい特徴として,賃金のなかに占める臨時給与の割合の増加ということがあげられる。二七年以降三〇年まで定期給与(きまつて支給する給与)と歩調をあわせて増加していた臨時給与(特別に支払われた給与)が三一年において急増し,定期給与に対する臨時給与の割合は毎月勤労統計の調査産業総数において従来の一割六分台に対して,二割台に迫り,三二年には二割二分にまで達した(第一一一表参照)。これを月間平均定期給与に対する年間臨時給与の比率である臨時給与の年間支給率としてみると,二七年では一・八六ヵ月分,三一年では二・三八ヵ月分,三二年ではさらに増えて二・六四ヵ月分である。

第110表 各種給与支給事業所の総事業所に対する割合

第110表　各種給与支給事業所の総事業所に対する割合

（製造業）　（単位　%）

| 給与の種類 | 28年9月 | 29年9月 | 30年9月 | 31年9月 | 32年9月 |
|---|---|---|---|---|---|
| 総事業所数 | 100.0 | 100.0 | 100.0 | 100.0 | 100.0 |
| 基本給 | | | | | |
| 年令給 | 7.0 | 7.6 | 6.1 | 5.7 | 4.6 |
| 学歴給 | 1.4 | 1.1 | 1.4 | 0.7 | 0.7 |
| 勤続給 | 16.2 | 16.6 | 13.4 | 14.0 | 13.8 |
| 能力給 | 8.4 | 7.3 | 3.7 | 4.9 | 0.9 |
| 役付給 | 50.1 | 48.7 | 48.2 | 51.0 | 56.5 |
| 職務給 | 7.2 | 3.7 | 2.9 | 3.0 | 2.1 |
| 特殊作業給 | 33.6 | 35.3 | 34.9 | 36.9 | 38.1 |
| 一定額給 | 17.1 | 24.8 | 16.9 | 17.5 | 17.1 |
| 総合決定給 | 96.4 | 98.3 | 99.0 | 98.6 | 99.6 |
| 奨励給 | | | | | |
| 精皆勤給 | 54.2 | 53.1 | 55.6 | 56.9 | 58.8 |
| 能率給 | 42.8 | 43.4 | 39.6 | 39.0 | 36.2 |
| 生活補助給 | | | | | |
| 家族給 | 72.9 | 70.5 | 64.2 | 64.5 | 65.0 |
| 単身世帯主別給 | 7.4 | 76.5 | 5.4 | 5.3 | 5.4 |
| 通勤給 | 31.4 | 35.3 | 30.3 | 46.5 | 49.6 |
| 住宅給 | 7.3 | 36.3 | 5.7 | 6.0 | 5.2 |
| 地域給 | 6.6 | 6.4 | 5.4 | 5.8 | 5.4 |
| 税・保険料事業主負担給 | 5.9 | 5.7 | 4.7 | 5.2 | 4.3 |
| その他生活補助給 | 9.7 | 10.2 | 8.4 | 6.7 | 9.7 |

資料出所　労働省「給与構成調査」

三二年において,臨時給与がこのように増加したのは三二年五月の本格的金融引締政策(日本銀行の公定歩合の引上げ)後においても夏季,年末の賞与支給期に臨時給与が急増したためで,定期給与の小さな上昇に対して対照的であった。金融引締後においても臨時給与が多額に支給されたのは,三二年上期までの企業収益の水準が高く企業側になお臨時給与の支払余力が残っていたためであり,労働者側としても神武景気の分け前を強く要求したためで,結果的には過去の好況の収益の労働者への配分という性格を一面においてもっていたと考えられる(なおこれには景気後退に備えて金引上げを臨時給与に振替えたこともあろう)。

最近の臨時給与は戦争直後のインフレ時において月々支払われた賃金引上げにともなう追加払とか物価手当的な生活補給金のようなものでなく,六,七,八月の夏季,一二月の年末に集中する多額の臨時給与をみてもわかるとおり,賞与,ボーナスを主体とするものである(第一一一表参照)。そして,このような賞与,ボーナスが最近において多額に支払われるようになった理由としては,1)ベース,アップのように将来月々労務費の増加を導くものよりも景気の変動に対して調節できも臨時給与支給の方を企業側が選ぶこと,2)臨時給与の方が労働に対して刺激的で労働者に与える支給の効果が大きく,また固定給等に対し業績給的,報償的な調整の役目を臨時給与が果してくれること,3)わが国における消費水準が盆暮などに上昇する傾向が強まっていて臨時給与がその面で要求されることなどが考えられる。

第111表 調査産業総数の「きまって支給する給与」に対する「特別に支払われた給与」の割合

第111表　調査産業総数の「きまつて支給する給与」に対する「特別に支払われた給与」の割合

（単位　%）

| 年　月 | 昭和23年 | 昭和25年 | 昭和29年 | 昭和30年 | 昭和31年 | 昭和32年 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 年平均 | 15.6 | 10.2 | 16.2 | 16.8 | 19.8 | 22.0 |
| 1　月 | 19.5 | 19.1 | 8.2 | 8.3 | 5.8 | 6.3 |
| 2　月 | 14.3 | 4.7 | 2.0 | 1.1 | 1.0 | 1.2 |
| 3　月 | 18.6 | 4.9 | 8.5 | 6.9 | 9.3 | 9.7 |
| 4　月 | 19.5 | 6.5 | 3.3 | 3.7 | 3.9 | 5.5 |
| 5　月 | 14.6 | 2.7 | 2.7 | 1.6 | 2.5 | 2.6 |
| 6　月 | 18.2 | 6.9 | 31.0 | 23.7 | 38.2 | 42.6 |
| 7　月 | 16.0 | 8.7 | 27.0 | 37.7 | 35.5 | 40.8 |
| 8　月 | 13.3 | 7.3 | 14.2 | 10.6 | 9.4 | 13.6 |
| 9　月 | 10.1 | 6.8 | 4.9 | 5.5 | 5.8 | 6.4 |
| 10　月 | 9.9 | 7.3 | 3.9 | 3.6 | 3.8 | 3.9 |
| 11　月 | 8.6 | 6.3 | 2.9 | 3.6 | 5.0 | 3.3 |
| 12　月 | 27.6 | 38.8 | 84.0 | 92.8 | 113.6 | 123.6 |

資料出所　労働省「毎月勤労統計」

（注）1）年平均は年間平均の給与についての比率であつて、各月比率の平均ではない。

2）ここの調査産業総数は建設業を除く。

第112表 一時金における配分基準

第112表　一時金における配分基準

| 産業および年季 | 社数 | 一律 | 基準内給与に比例 | 基本給あるいは本人給に比例 | 基本給等の他の賃金項目に比例 | 成績査定 | その他 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | % | % | % | % | % | % |
| 全産業　31年年末 | 112 | 15.3 | 25.9 | 29.1 | 5.5 | 20.7 | 3.5 |
| 32年夏季 | 52 | 10.3 | 30.3 | 26.8 | 3.8 | 27.9 | 0.9 |
| 製造業　31年年末 | 89 | 12.0 | 23.7 | 31.5 | 6.3 | 22.5 | 4.0 |
| 32年夏季 | 39 | 9.0 | 27.4 | 29.1 | 4.9 | 28.4 | 1.2 |

資料出所　中央労働委員会「賃金事情調査」
（注）　基準内給与とは協約ないしは就業規則に定められた基準内労働時間に対して支払われる給与であり、そのうちには基本給（本人給、職務給等々を含む）、奨励給、生活補助給等を含む。

なお,臨時給与を支給する場合の配分基準として,労働者の給与に対して何ヵ月分というように基準内給与,基本給あるいは本人給にリンクするものが多く,,三一年の年末と三二年の夏季を比較すると一律支給の割合が大きく渡少し,成績査定による割合が増加しているのが特徴的であった(第一一二表参照)。

*(C)COPYRIGHT Ministry of Health , Labour and Welfare*

# 第二部　各 論
## 二　賃 金
### (五) 賃金制度
#### (2) 臨時給与
##### (ロ) 産業別臨時給与

まず産業別に月間乎均臨時給与を月間平均定期給与に対する比率でみると,大分類産業では,金融及び保険業三四,五%,卸売及び小売業二四・五%,運輸通信及びその他の公益事業二三・四%でサービス的産業で相対的に高く,鉱業二一・〇%,製造業一九・七%,建設業一五・八%で,労務者の多い生産的産業において相対的に低い(以下第一一三表参照)。

第113表 産業大・中分類別「特別に支払われた給与」の支給率および上昇率

第113表　産業大・中分類別「特別に支払われた給与」の支給率および上昇率

| 産業 | 32年の定期給与に対する臨時給与の割合 | 31年の30年に対する上昇率 | 特別に支払われた給与 31年月間平均 | 特別に支払われた給与 32年月間平均 | 32年の31年に対する上昇率 |
|---|---|---|---|---|---|
| | % | % | 円 | 円 | % |
| 調査産業総数 | 22.0 | 24.4 | 3,339 | 3,881 | 16.2 |
| 鉱業 | 21.0 | 51.6 | 2,576 | 4,102 | 59.2 |
| 製造業 | 19.7 | 31.6 | 2,779 | 3,163 | 13.8 |
| 食料品 | 23.5 | 0.7 | 2,912 | 3,240 | 11.3 |
| 煙草 | 25.5 | 0.5 | 3,848 | 4,732 | 23.0 |
| 紡織 | 18.0 | 39.3 | 1,606 | 1,773 | 10.4 |
| 衣服及び身廻品 | 11.5 | 8.8 | 906 | 966 | 6.6 |
| 木材及び木製品 | 10.4 | 17.7 | 977 | 1,148 | 17.5 |
| 家具及び装備品 | 8.0 | 23.7 | 674 | 991 | 47.0 |
| 紙及び類似品 | 22.6 | 7.1 | 4,303 | 4,388 | 2.0 |
| 印刷出版 | 18.2 | 30.4 | 2,903 | 3,463 | 19.3 |
| 化学 | 22.7 | 21.5 | 4,253 | 4,196 | −1.3 |
| 石油及び石炭製品 | 31.4 | 8.8 | 5,583 | 6,743 | 20.8 |
| ゴム製品 | 18.1 | 20.5 | 2,314 | 2,227 | −3.8 |
| 皮革及び皮革製品 | 12.1 | 48.4 | 1,576 | 1,728 | 9.6 |
| ガラス及び土石製品 | 18.0 | 13.8 | 2,670 | 2,888 | 8.2 |
| 第一次金属 | 20.0 | 56.5 | 4,610 | 4,539 | −1.5 |
| 金属製品 | 15.3 | 41.8 | 2,037 | 2,468 | 21.2 |
| 機械 | 16.8 | 66.2 | 2,211 | 2,962 | 34.0 |
| 電気機械器具 | 21.6 | 32.2 | 2,722 | 3,625 | 33.2 |
| 輸送用機械器具 | 21.9 | 45.5 | 3,543 | 4,627 | 30.6 |
| 精密機器 | 16.5 | 8.0 | 2,222 | 2,720 | 22.4 |
| その他 | 12.2 | 1.3 | 1,152 | 1,340 | 16.3 |
| 卸売及び小売業 | 24.5 | 22.7 | 3,416 | 3,905 | 14.3 |
| 金融及び保険業 | 34.5 | 13.7 | 6,590 | 7,334 | 11.3 |
| 運輸通信及びその他の公益事業 | 23.4 | 15.1 | 4,160 | 4,837 | 16.3 |
| 建設業 | 15.8 | 35.9 | 1,832 | 2,355 | 28.5 |

資料出所　労働省「毎月勤労統計」

（注）　調査産業総数には建設業は含まれていない。

臨時給与の絶対額の水準でみると,三二年の年間合計においては,やはり金融及び保険業がもつとも高く八八,〇〇六円,もつとも低い建設業が二八,二五五円であり,その差は三対一の割合である。

製造業中分類のうちでは,定期給与に対する臨時給与の割合は,石油及び石炭製品,煙草,食料品,化学,紙及び類似品,電気機器,精密機器等の近代的高賃金産業において高く,家具及び装備品,木材及び木製品,衣服及び身廻品等の低賃金産業において低くなっている。臨時給与の絶対額の水準でみると,三二年の年間合計においては,もっとも高いのが石油及び石炭製品で八〇,九一一円,もっとも低いのが衣服及び身廻品の一一,五九八円でその差は七対一の割合である。

臨時給与の絶対額の上昇率を三二年の三一年に対する比率でみると,大分類産業では,現金給与総額の上昇率が最高であった鉱業が三一年の対前年増加に引続いて高く約五九%増加し,つづいて建設業(二九%),運輸通信及びその他の公益事業(一六%),卸売及び小売業(一四%),製造業(一四%),金融及び保険業(一一%)の順であった。

製造業中分類についてみると,三二年臨時給与の絶対的水準が前年にくらべて横這ないしは減少した産業は化学,ゴム製品,第一次金属等の産業であって,これらの産業は三〇年から三一年に臨時給与の面でかなりの改善を示していた。

第一次金属,機械,電気機器,輸送用機器等の重工業部門は三〇年から三一年にかけて大きな改善をみせたが,第一次金属を除き三二年においても臨時給与の伸びが少なくなく,金属製品,精密機器の産業においては三二年においても臨時給与のみるべき改善があった。

化学,石油及び石炭製品,ゴム製品,皮革及び皮革製品,ガラス及び土石製品等の産業では高賃金産業の石油及び石炭製品が高い上昇を示し,皮革及び皮革製品,ガラス及び土石製品では若干の上昇を示したが,他の産業では保合ないしは減少となった。

また,以上述べてきた産業以外の軽工業産業では,紙及び類似品産業を除き一応の増加を示し,ことに臨時給与額の低い家具及び装備品,ならびに煙草では増加率が比較的大きかった。

---

*(C)COPYRIGHT Ministry of Health , Labour and Welfare*

# 第二部　各 論
## 二　賃 金
### (五) 賃金制度
#### (2) 臨時給与
##### (ハ) 規模別臨時給与

製造業について,規模別に定期給与に対する臨時給与の割合をみると,三二年においては五〇〇人以上の規模では二三・六%,一〇〇人以上四九九人の規模では一九・一%,三〇人以上九九人の規模では一〇・九%で,規模の低いほどその割合が低くなっている(第一一四表参照)。三〇人未満の規模においては,この比率はさらに低下し,たとえば一人から四人までの製造業では三一年八月から三二年七月まででわずか五・三%に過ぎない。臨時給与を金額であらわしてみると,三二年の一年間で五〇〇人以上の規模では五六,三三七円,一〇〇人以上四九九人までの規模では三三,四二二円,三〇人以上九九人までの規模では一六,一六三円で,格差は賃金全般の格差より大きく,五〇〇人以上を一〇〇とすると,一〇〇対五九対二九の割合になっている。

第114表 製造業規模別「きまって支給する給与」に対する「特別に支払われた給与」の割合

第114表 製造業規模別「きまつて支給する給与」に対する「特別に支払われた給与」の割合

| 年 | 規模500人以上 | 100人～499人 | 30人～99人 |
|---|---|---|---|
| 昭和 | % | % | % |
| 25年平均 | 10.3 | 8.0 | 5.3 |
| 26年平均 | 17.4 | 13.2 | 8.0 |
| 27年平均 | 16.7 | 13.4 | 7.3 |
| 28年平均 | 17.0 | 14.7 | 8.5 |
| 29年平均 | 16.9 | 13.8 | 8.0 |
| 30年平均 | 17.6 | 14.0 | 8.1 |
| 31年平均 | 21.6 | 17.3 | 9.8 |
| 32年平均 | 23.6 | 19.1 | 10.9 |

資料出所　労働省「毎月勤労統計」

*(C)COPYRIGHT Ministry of Health , Labour and Welfare*

# 第二部　各 論
## 二　賃 金
### (五) 賃金制度
#### (2) 臨時給与
##### (二) 労職,男女別等の臨時給与

定期給与においても職員は労務者より高いが,臨時給与では一層職員は労務者よりも高くなっている。いま,製造業の労職,男女別に定期給与に庸する臨時給与の割合をみると,職員は男女ともに高く,労務者は男女ともに低い。また,職員の男子と女子をくらべると,男子の方が高く,労務者の中を男女別にみても男子の方が高くなっている。しかし,職員の女子と労務者の男子をみると,臨時給与の絶対額では労務者の男子の方が高いが,定期給与に対する比率では職員の女子の方が高くなっている(第一一五表参照)。

第115表 製造業,労職,男女別「きまつて支給する給与」に対する「特別に支払われた給与」の割合

第115表　製造業、労職、男女別「きまつて支給する給与」に対する「特別に支払われた給与」の割合

| 労職 | 男女別 | 31年 きまつて支給する給与 (A) | 31年 特別に支払われた給与 (B) | 31年 (B)/(A) | 32年 きまつて支給する給与 (A) | 32年 特別に支払われた給与 (B) | 32年 (B)/(A) |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | 円 | 円 | % | 円 | 円 | % |
| 職 | 男 | 25,127 | 6,087 | 24.2 | 26,732 | 7,201 | 26.9 |
| | 女 | 10,176 | 2,020 | 19.9 | 10,602 | 2,318 | 21.9 |
| 員 | 計 | 21,703 | 5,149 | 23.7 | 22,918 | 6,043 | 26.4 |
| 労 | 男 | 17,660 | 2,759 | 15.6 | 18,198 | 3,080 | 16.9 |
| 務 | 女 | 7,245 | 1,012 | 14.0 | 7,353 | 1,134 | 15.4 |
| 者 | 計 | 13,851 | 2,118 | 15.3 | 14,219 | 2,368 | 16.7 |

資料出所　労働省「毎月勤労統計」

(C)COPYRIGHT Ministry of Health , Labour and Welfare

# 第二部　各 論
## 二　賃 金
### (五) 賃金制度
#### (3) 退職一時金および退職年金制度

労働者の所得水準を決定するものは,月給や日給などの形で受けとる定期給与,または年に数回支払われる賞与,ボーナスなどの臨時給与などであり,これらの給与については既にいろいろの角度から分析してきたところである。しかし,広い意味の給与としては,定期給与,臨時給与以外に,退職金があり,更に間接的なものとして,金利厚生施設などがある。

企業における福利厚生施設としては,住宅施設,診療衛生保育施設,経済施設(給食,販売,その他),教養娯楽体育施設,金融保険施設(預金,貸付,保険)などがあるが,これらの諸施設は労働者の所得ないしは生活内容を実質的に高める作用をもっているであろう。

いま,大蔵省の法人企業統計によると,企業は福利費として,製造業は三二年上期で給料総額(役員,従業員の給料手当の合計)の約一〇分の一に相当する金額を支出している。この割合は勿論業種により,また規模により相違している。

すなわち,大規模の企業ほど福利費の支出の割合は大きく,また地城的に辺ぴなところに事業所をもち住居,寄宿舎等の設備をもたねばならぬ産業(たとえば石炭鉱業),労務管理上寄宿舎等の特殊の配慮を必要とする産業(紡織業)などでは賃金に対する福利費の割合が大きい(第一一六表参照)。

第116表 若干の産業における給与に対する福利費の割合

第116表　若干の産業における給与に対する福利費の割合　(32年上半期)

| 資本金 | 石炭鉱業 | 製造業計 | 紡績業 | 鉄鋼業 | 電気業 |
|---|---|---|---|---|---|
| | % | % | % | % | % |
| 総額 | 15.2 | 10.4 | 18.8 | 12.5 | 12.7 |
| 2,000千円未満 | — | 3.5 | — | — | — |
| 5,000〜9,999 | — | 7.4 | — | 8.4 | — |
| 100,000千円以上 | 15.3 | 11.0 | 19.0 | 12.6 | 12.8 |

資料出所　大蔵省「法人企業統計」

(注)　6ヵ月決算

一方,退職金は企業における通常の福利厚生施設と異って,直接,労働者の所得となり,その額も少なからぬものがあり,また退職後の労働者の生活と深い関係をもつものである。

退職金は退職を事由として支払われるものであり,労働者の定着性を高め,また停年制と相まつて労働力の円滑な回転を可能にするとともに,失業時や老後の生活保障的機能をもっている。

このような退職金は退職一時金と退職年金とに分けて考えることが出来る。以下それぞれについて現状を眺めてみよう。

---

---

*(C)COPYRIGHT Ministry of Health , Labour and Welfare*

# 第二部　各 論
## 二　賃 金
### (五) 賃金制度
#### (3) 退職一時金および退職年金制度
##### (イ) 退職一時金

退職一時金はわが国においてつとに発達したものであるが,昭和三一年の「給与構成調査」付帯調査によると,退職金支給制度の設定時期が戦前のものは退職金制度をもっている全事業所のうち二一%に達し,調査対象事業所の中には戦後の新設事業所がすくなくないであろうから,この制度は相当古くから,普及していたといえる(第一一七表参照)。

第117表 退職金制度設定時期事業所数

第117表　退職金制度設定時期別事業所数

| 年次 | 事業所数 | 構成 |
|---|---|---|
| 計 | 21,759 | 100 |
| 戦前 | 4,593 | 21.1 |
| 昭和20年～25年 | 7,505 | 34.5 |
| 26年～27年 | 3,732 | 17.2 |
| 28年～29年 | 3,221 | 14.8 |
| 30年～31年 | 2,455 | 11.3 |
| 不明 | 253 | 1.2 |

資料出所　労働省「給与構成調査」付帯調査(昭和31年9月)

戦後においても退職金制度をもつに至ったものが多く,最近においては三〇人以上の常用労働者の働く民間全事業所のうち六四%が退職金規程をもち退職一時金を支給している。ことに事業所規模の大きいところほどその割合が大きく,五〇〇人以上の事業所では大部分が退職一時金制度をもっている(第一一八表参照)。

第118表 退職金規程の有無別事業所数

第118表　退職金規定の有無別事業所数

| 規模 | 有無 | 事業所数 | 構成 |
|---|---|---|---|
| 合計 | 計 | 33,988 | 100.0 |
| | 有 | 21,759 | 64.0 |
| | 無 | 12,229 | 36.0 |
| 500人以上 | 計 | 1,396 | 100.0 |
| | 有 | 1,353 | 96.9 |
| | 無 | 43 | 3.1 |
| 100人～499人 | 計 | 7,681 | 100.0 |
| | 有 | 6,353 | 82.7 |
| | 無 | 1,328 | 17.3 |
| 30人～99人 | 計 | 24,911 | 100.0 |
| | 有 | 14,053 | 56.4 |
| | 無 | 10,858 | 43.6 |

資料出所　労働省「給与構成調査」付帯調査

（昭和31年９月）

退職一時金支給の算定基礎は基本給(所定労働時間の労働に対して支払われる基本的固定的給与で,本人給,職能給など)および基準内賃金総額(基本給より広い概念で超過労働賃金,臨時作業手当,不就業手当等を除く給与の主体となる基準的給与)が大部分であり,ことに退職一時金を退職時の基本給とリンクするものが多い。このことによって一般に退職一時金は高給者ほど高額になる。

退職一時金の支給率(事業所によって算定基礎額の範囲が異るので,以下一応「きまって支給する給与」に対する支給率に換算して述べる)は,一般に会社側の都合によって労働者が離職する場合が労働者の都合によって離職する場合より高くなっており,また職員が離職する場合は労務者の離職する場合より高くなっている。そしてこの支給率は労働者の勤続が長くなるほど高くなっている。

このような退職一時金の支給率の差違の程度はもちろん産業によって異っているが,一例として輸送用機器製造業の五〇〇人以上の事業所の場合を図にえがくと第二九図の一のとおりであって,会社都合の場合はやはり自己都合よりも高く,職員の場合は労務者の場合よりも高い。そして,会社都合の場合は短い勤続の場合ほど自己都合の場合よりも比率で高くなっている。すなわち,一年の場合,労務者の会社都合は○,六ヵ月分,労務者の自己都合は○・一ヵ月,五年の場合ではこれが二・三ヵ月と一・二ヵ月,一〇年の場合では五・四ヵ月と三・四ヵ月,三〇年の場合では二七・二ヵ月と二二・三ヵ月となっていて,勤続の短い者を会社都合で離職させる場合は,円満な離職をさせる必要と失職後の生活保障的考慮から相対的に高くなっている。

第29図の1 退職一時金平均支給率

第29図の1　退職一時金平均支給率（規模500人以上）
—輸送用機械器具製造業労職・事由および勤続年数別—
（昭和31年9月）

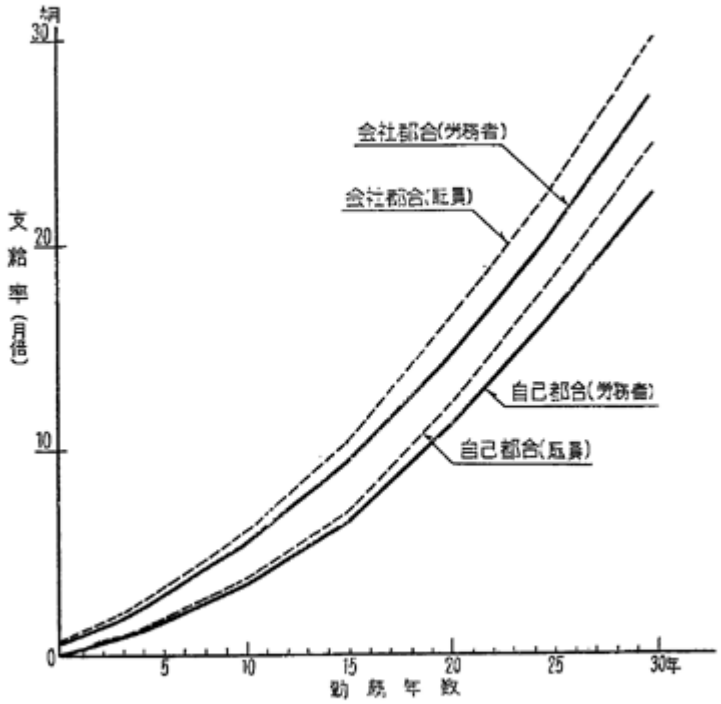


資料出所　労働省「給与構成調査」付帯調査
（注）　支給率はきまつて支給する給与に対するもの

また第二九図の一からみてもわかるとおり,退職金支給率のえがく線は下にたわんだ曲線になっていて,一般に勤続年数が高くなるに従って賃金が上るのでこの曲線の形は支給額でえがくともっと下にたわんだものになることが第二九図の二からもうかがえる。

第29図の2 平均退職一時金支給額

第29図の２　平均退職一時金支給額(自己都合)
(規模5000人以上)
—輸送用機械器具製造業学歴および勤続年数別—
(昭和31年９月)

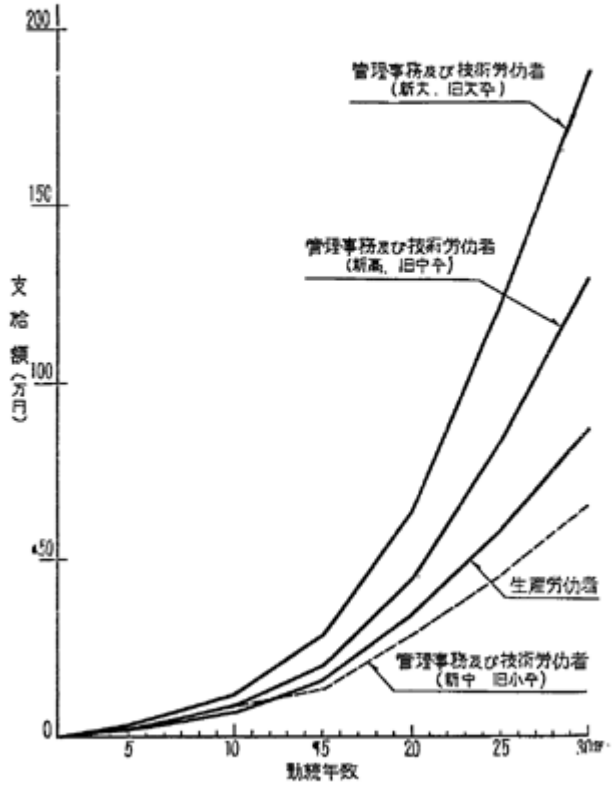


資料出所　労働省「給与構成調査」付帯調査

第二九図の二をみると退職一時金支給額において労職別,学歴別等で吉己都合の場合においても,相当の相違があり,勤続三〇年の場合における新大,旧大卒の職員は一八八万円,新中,旧小卒の職員は六五万円で,ほゞ三対一の割合であり,また生産労働者全体では三〇年勤続の場合で八六万円であり,新高,旧中卒の職員と新中,旧小卒の労務者の間の額になっている。勤続年数別にみると,一五年以降において支給額が急増するようになっている。

規模別にみると,一般的には規模の高くなるほど退職一時金支給率も高く,他方規模の高いほど賃金は高いのであるから,結局規模の高いほど退職一時金支給額は高いことになる。たとえば第一次金属製造業の労務者自己都合の場合を例にとると,支給率は勤続年数別にみて五年をこえると一般に大規模事業所ほど高くなっており,三〇年勤続の場合で五〇〇人以上の事業所では二二・六ヵ月分,一〇〇人～四九九人の事業者で一九・二カ月,三〇～九九人の事業所で一二・四ヵ月である。五〇〇人以上の事業所と一〇〇～四九九人の事業所では三〇年勤続の場合で支給率が三,四ヵ月の相違に過ぎないが,退職一時金支給額では,八三万円と五七万円の相違であって,五〇〇人以上の規模の方が四六%も高い(第一一九表参照)。

第119表 退職金支給率および支給額

第119表　退職金支給率および支給額（第一次金属製造業）

——労務者の自己都合——

| 勤続年数 | 支給率 | | | 支給額 | |
|---|---|---|---|---|---|
| | 500人以上 | 100～499人 | 30～99人 | 500人以上 | 100～499人 |
| | カ月分 | カ月分 | カ月分 | 千円 | 千円 |
| 1年 | 0.1 | 0.1 | 0.1 | 1.0 | 1.0 |
| 2年 | 0.2 | 0.2 | 0.2 | 2.5 | 2.8 |
| 3年 | 0.5 | 0.6 | 0.6 | 7.4 | 8.1 |
| 4年 | 0.7 | 0.9 | 0.8 | 11.9 | 12.8 |
| 5年 | 1.1 | 1.3 | 1.1 | 20.0 | 21.5 |
| 10年 | 3.6 | 3.3 | 2.9 | 82.2 | 71.2 |
| 15年 | 7.5 | 6.3 | 4.9 | 203.4 | 138.1 |
| 20年 | 12.6 | 10.3 | 7.2 | 403.1 | 254.4 |
| 25年 | 17.5 | 14.6 | 9.1 | 601.8 | 413.8 |
| 30年 | 22.6 | 19.2 | 12.4 | 832.3 | 574.7 |

資料出所　労働省「給与構成調査」付帯調査（昭和31年9月）

*(C)COPYRIGHT Ministry of Health , Labour and Welfare*

# 第二部　各 論
## 二　賃 金
### (五) 賃金制度
#### (3) 退職一時金および退職年金制度
##### (ロ) 退職年金

退職年金は退職一時金のもつ老後の生活保障的機能を強くもつものであるが,戦前からかなり広く行われていた退職一時金とは異なり,戦後においてわが国においても人口の老令化が問題とされてきたことや,米国の私的年金制度の普及等に刺激され,最近わが国の労使間で新しく問題にされてきているものである。

三二年八月末現在で把握した私的退職年金制度をもつ私的法人は一〇八ほど(事業所数では三一年九月「給与構成調査」付帯調査によると退職一時金,年金併給のもの一,一七二にのぼっている)であるが,財団法人統計研究会で行ったそれらに対するアンケートの回答数五四についてみると,昭和二〇年までに年金制度をもつていたものは六,二一年から二五年までにもつに至ったもの六,二六年から三〇年まで二〇,三一年から三二年八月のわずか一年八ヵ月で二〇,記入なし二,であって,最近になるほど退職年金制度をもつに至った法人が多くなっていて,最近私的年金制度が波及する気運にあるといえよう。

退職年金制度をもっている私的法人は資本金の大きいところにいまのところ限られており,産業別にみると金融及び保険業に相対的に多くなっている。制定の動機としては会社幹部の積極的意見や従業員の強い要望によるものが多く,制定の眼目としては老後の生活保障,功労報賞のためというものが多く,つづいて従業員の定着度を高めるためとか財務上の必要のためというものもある。

民間の退職年金には,支給の対象を職員と労務者とで区別するもの(回答数五四のうち職員のみに支給するもの一〇),支給期間を終身とするもの(回答数五四のうち一二),確定期間とするもの(同じく四〇)ないしは終身,確定期間併用のもの(同じく二),被支給者の拠出の有(同じく一〇)無(同じく四四)等々様々の種類があって,それぞれ個々の企業の実情によっていろいろな形態をとっている。

*(C)COPYRIGHT Ministry of Health , Labour and Welfare*